

小笠原国立公園

指 定 書

及 び

公 園 計 画 書

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

小笠原国立公園

指 定 書

目 次

1 変更理由	5
2 地域の概要	
(1) 景観の特性	6
ア 地形、地質	6
イ 植生	6
ウ 野生動物	7
エ 自然現象	9
オ 人文その他の特殊景観	9
(2) 利用の現況	9
(3) 社会経済的背景	10
ア 土地所有別	10
イ 人口及び産業	10
ウ 権利制限関係	11
3 公園区域	
(1) 公園区域の変更	14
(2) 変更後の公園区域	47

1 変更理由

小笠原諸島は、日本列島南方約1,000kmの北西太平洋上に位置し、南北約400kmに渡って散在する島々の総称で、父島・母島・聳島の3列島からなる小笠原群島、硫黄列島（火山列島）及び周辺孤立島で構成される。どの島も成立以来大陸と陸続きにならなかったことがない海洋島であり、独自の進化を遂げた多くの固有種からなる独特の生態系が見られる。その自然景観は、亜熱帯性の海洋島の島しょ景観の特徴を示す独特のものであり、発達した海食崖や屹立した岩礁、狭隘な海峡、多島海など変化に富んだダイナミックな島しょ景観を有するとともに、サンゴ群集や熱帯魚、アオウミガメ、鯨類などからなる多彩な海中景観も大きな特徴となっている。

昭和43年の米国からの小笠原諸島返還を受け、昭和47年10月16日に小笠原諸島の大部分が小笠原国立公園に指定された。その後、昭和50年5月17日に南硫黄島を削除して原生自然環境保全地域としたものの、公園区域全体を対象とした全般的な見直しは行われていない。

現在では、今後の世界自然遺産への登録推薦に向け、保護管理施策の強化が必要とされる一方で、ノヤギ、アカギ、グリーンアノール等の外来種に起因する自然環境保全上の課題があり、これらにより破壊された自然の再生について対策を講じるとともに、影響を受けた固有希少種の保護増殖を推進する必要がある。また、エコツーリズムの推進に伴い、利用の多様化も進んでいる。

このような状況を踏まえて、本公園の独特の生態系と動植物相、景観等を適切に保護し、それらを基礎とした公園利用を推進していくために、周辺部を含めて公園区域の全般的な見直し（再検討）を行うものである。

2 地域の概要

(1) 景観の特性

ア 地形、地質

(ア) 地形

小笠原諸島は、海洋性島弧の形成過程をその誕生から幼年期を経て現在進行中の青年期まで観察することができる地域であり、海洋地殻から大陸地殻への進化の道のりを記憶する地球史の顕著な見本ともなっている。

聳島^{むこじま}、父島^{ちちじま}、母島^{ははじま}の各列島は、古第三紀から新第三紀の初め頃（約 4,500 万年～2,000 万年前頃）の海底火山が一度海面上に現れ、浸食で消滅した後、海底に残っていた堆積層が第四紀に隆起してできたものであり、北硫黄島^{きたいおうとう}、西之島^{にしのみま}は第四紀以降の活動による海底火山の頂部が海上にできたものである。

父島^{ちちじま}の千尋岩^{ちちじま}、母島^{ははじま}の大崩湾等の海食崖、岬や小島しょ群の岩塔や岩礁等の海食地形が特色のある景観を構成している。

また、古第三紀始新世後期～漸新世（4,000 万年～2,500 万年前頃）に形成された石灰岩が離水後に溶食を受けて生じたカルスト地形として、父島列島^{ちちじま}南島^{みなみじま}の沈水カルスト地形や母島^{ははじま}石門周辺の石灰岩の溶食地形等に見られる。

特に父島列島^{ちちじま}南島^{みなみじま}は、海面が現在より低い時代に形成されたカルスト地形が現在の海面付近から海底下にかけて分布する貴重な地形である。

(イ) 地質

小笠原諸島は 4,800 万年前頃に太平洋プレートが沈み込みを開始したことによって、海洋地殻の上に誕生した海洋性島弧である。

無人岩^{むにんがん}（ボニナイト）とは、海洋プレートの沈み込みが始まって間もない時期（島弧の誕生期）にのみ発生する特殊な安山岩の一種である。この無人岩には、「単斜エンスタタイト」という輝石類が含まれるが、この鉱物は隕石にはよく含まれるものの、地球上の岩石では無人岩のみに含まれる珍しいものである。無人岩は、千尋岩など父島南部と初寝浦、長崎展望台・宮之浜など同島北東部、兄島^{あにじま}や西島の全域等に広く分布しており、太平洋プレート沈み込み初期の海底火山の活動の証拠となっている。小笠原諸島は、古い海底火山である小笠原海台がフィリピン海プレートに衝突にすることによる隆起・陸化により、通常は深海底にのみ見られる無人岩が世界で最も大規模に露出し、良い保存状態で残され観察できる地球上で唯一の場所となっている。

イ 植生

小笠原諸島は、海洋に隔絶された亜熱帯性の海洋島であるため、固有種が多く、小笠原諸島に自生する維管束植物の 40% 余りが固有種と考えられ、独自の生態系を構成している。特にミカン科のシロテツ属やキク科のワダンノキ属は属レベルで固有とされている。

小笠原諸島に渡来した植物の起源は、東南アジア系、ポリネシア系や日本本土由来のもの等多様である。

小笠原諸島の自然林は、乾性低木林、湿性高木林やムニンモクダチバナやムニンヒメツバ

キの自然林で代表される。

父島^{ちちじま}の旭山から中央山、東平にかけて、また、兄島^{あにじま}中央台地には、父島^{ちちじま}列島固有の低木類や草本類が集中しており、「乾性低木林」と呼ばれる固有性と多様性の高い林分となっている。これらはムニンヒメツバキの自然林と混在しており、特に兄島^{あにじま}には本来の植生が良好に残っている。一方、海岸付近から主稜線に至るまでの急傾斜の乾燥した岩礫地には、シマシヤリンバイ・オガサワラビロウ・ヤロードなどを主としたシマシヤリンバイ低木林が成立している。ただし、両低木林には、アカテツ・アデク・モンテンボク・タコノキなどの共通種も多い。

母島^{ははじま}では、標高 400m 以上の霧のかかりやすい主稜線部には、いわゆる雲霧林が発達し、その一部には母島^{ははじま}特産でキク科の低木であるワダンノキ群落がある。また、桑ノ木山・石門付近にはシマホルトノキ・ウドノキ・モンテンボクなどの大径木から構成される湿性高木林が見られる。母島^{ははじま}北部から中部の主要域には、ムニンモクダチバナを主とする自然林や二次林が広がり、これらの森林では、多くのシダ植物・ラン類・着生植物が生育している。

一方、小笠原諸島の海岸林は、オオハマボウ・クサトベラ・テリハボク・モモタマナ・ハスノハギリなどの汎熱帯性樹種が中心となるが、面積は狭い。

父島^{ちちじま}の南崎や南島^{みなみじま}では、海岸付近に石灰岩が露出しており、コハマジンチョウ・アツバクコなど特異な植物群落がみられる。

父島^{ちちじま}、母島^{ははじま}をはじめ多くの島で、近年は移入種（アカギ、ギンネム、リュウキュウマツ、モクマオウ等）による生態系への影響が懸念されている。特に母島^{ははじま}では、アカギの侵入が著しく、本来の植生に多大な影響を与えている。

ウ 野生動物

小笠原諸島に生息している在来の陸上哺乳類はオガサワラオオコウモリ（国指定天然記念物）だけである。現在は主に父島^{ちちじま}と火山列島に生息する。

海産哺乳類では、ザトウクジラが冬期から春期に出産育児のため回遊してくること、及びマッコウクジラ、ミナミハンドウイルカ、ハシナガイルカ、マダライルカ等が通年生息していること等が広く知られている。

現在、父島^{ちちじま}と弟島^{おとうとじま}にはヤギがいるが、これらは家畜として飼われていたヤギが野生化したものであり、駆除事業を開始する前は多くの島に生息した。その食害により、島によっては植生の消失により裸地化及び土壌浸食が進み、土壌の流出により海洋生物等にまで悪影響が現れ、問題となっている。

同様に、野生化したブタが陸産貝類やアオウミガメの卵を、ネコやクマネズミが鳥類を捕食するなどの問題も指摘されており、ノブタはほぼ駆除を完了し、ネコやクマネズミについても対策が進んでいる。

陸鳥類では、唯一の小笠原固有種であるメグロが母島^{ははじま}に生息し、国指定特別天然記念物に指定されている。固有種のオガサワラガビチョウ、オガサワラマシコ、オガサワラカラスバト及び固有亜種ハシブトゴイ等は既に絶滅して久しい。

メグロ以外には9種の陸鳥が知られており、オガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、オガサワラハシナガウグイス、オガサワラヒヨドリ、オガサワラカワラヒワは小笠原諸島特

有の固有亜種である。このうち、オガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、オガサワラカラヒワは、個体数が少なく、絶滅の危機に瀕している。

また、小笠原諸島は、コアホウドリ、クロアシアホウドリ、カツオドリ、ミズナギドリ類、アカオネツタイチョウ、アジサシ類、ウミツバメ類等多くの海鳥類の繁殖地となっている。

陸産の爬虫類や両生類は、固有種のオガサワラトカゲ以外、何らかの人為活動に伴い島に侵入したものと考えられる。ホオグロヤモリ、オガサワラヤモリ、ブラーミニメクラヘビ、オオヒキガエル、グリーンアノール等はいずれも本州には分布しない亜熱帯性の外来種であり、生態系への影響が指摘されるグリーンアノールやオオヒキガエルについては駆除が行われている。

また、アオウミガメは、開拓当時に比べ来遊数は少ないが、日本最大、世界でも有数の繁殖地となっている。資源管理しながら一部を食用にしているが、増殖も積極的に行っており、来遊数は着実に増加している。

魚類では、熱帯・亜熱帯種を主に一部温帯種が加わっており、沿岸性、沖合性魚類は 97 科 801 種が認められる。小笠原固有種や小笠原諸島以外の地域ではあまりみられない種も含まれている。

また、サンゴ類については、ミドリイシ類、ダイノウサンゴ属、キクメイシ属等が見られるが、造礁サンゴ類は少なくとも 16 科、約 200 種が生息している。今後の調査により多くの種が確認される可能性もある。一般に、小笠原諸島は水深が急に深くなり、潮流が速いためサンゴ礁の発達は良くないが、単一の群集としては日本最大級と言われる二見湾のスギノキミドリイシの大群集、^{あにじま}兄島滝之浦・^{あにじま}兄島瀬戸のリュウモンサンゴの群集、^{ははじま}母島北港・東港・ウエントロなど、発達したサンゴ群集も存在する。

一方、造礁サンゴを住みかとする無脊椎動物も非常に多いが、本格的な調査はまだ十分には行われていない。

昆虫類は約 900 種知られるが、未知のものを含めると 1,000 種以上に達するといわれる。このうち小笠原固有種は約 280 種を数え、3分の1近くが小笠原固有種である。近年定着した外来種や、自力で、または気流に乗ってやってくる種は別とすると、それ以外の昆虫はほとんど固有種であり、海洋島における独自の進化の結果と言える。

固有種の中でよく知られている昆虫としては、オガサワライトトンボ、ハナダカトンボ、オガサワラトンボ、シマアカネ、オガサワラセスジゲンゴロウ、オガサワラツヤハナバチ、オガサワラシジミ、オガサワラタマムシ、オガサワラアメンボ、オガサワラクマバチ、オガサワラゼミ（以上、国指定天然記念物）、オガサワラアオイトトンボ、オガサワラセセリ、オガサワラハンミョウ、オガサワラネプトクワガタ、オガサワラチビクワガタ、オガサワラヒラタカミキリ、オガサワライカリモントラカミキリ、ハハジマヒメカタゾウムシなどがある。（下線：種の保存法(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種）

陸産貝類については、100 種以上が報告されているが、オガサワラヤマキサゴ属、オガサワラキセルガイモドキ属、エンザガイ属など、固有種が 90%以上を占め、まさに小笠原諸島の陸上の生態系を特徴づけている。いずれの固有種も^{ちぢま}父島を中心に近年激減しており、絶滅、もしくは地域絶滅したとみられるものも多く、保護対策を進めている。

エ 自然現象

小笠原諸島は亜熱帯に位置し、太平洋高気圧帯（小笠原気団）が卓越するため気温は相対的に高温であり、季節の変化が比較的少ない海洋性の気候である。父島ちちじまにおける平成 19 年の年平均気温は 23.0℃、最高気温は 32.1℃、最低気温は 12.8℃で、一年を通じ雪や霜は全く観測されない。降水量は年間 1,280mm程度で、東京都心よりも若干少ないだけであるが、蒸発量が多く、乾燥していることが多い。また、台風が発達・通過地域に当たるため夏季は台風の被害を受けることがある。台風が通過しない年は乾燥傾向が強くなる。

オ 人文その他の特殊景観

1543 年（天文 12 年）スペインのサン・ファン号がフィリピンを出航して東に航行中、三つの島を発見し「火山列島」と命名したが、飲料水が乏しくなっていたので、上陸を断念してフィリピンに帰港した。これが、小笠原諸島発見の最初の記録である。

また、1593 年（文禄 2 年）、信濃国深志の城主小笠原長時の孫貞頼が無人島を発見し、徳川家康が「小笠原島」と命名したことが伝承されているが、定かではない。その後、江戸幕府による調査が行われている。

小笠原諸島の最初の定住者は、1830 年（文政 13 年）、ハワイを経由して父島ちちじまに移住した 20 数名の欧米人とハワイ人等であり、日本人の定住は、1861 年（文久元年）、八丈島からの移住が最初で、本格的な移住は 1876 年（明治 9 年）、内務省出張所の開設に伴う農業者の移住以降である。小笠原諸島が国際的に日本の領土と認められたのは、1876 年（明治 9 年）であり、1880 年（明治 13 年）から東京府の管轄となった。

明治から戦前にかけて、小笠原諸島の開発は活発に行われ、ピーク時の人口は約 7,700 人を数えた。しかし、太平洋戦争の戦況が不利になった 1944 年（昭和 19 年）、住民 6,886 人は強制的に本土に疎開させられ、戦前の歴史は幕を閉じることになった。

疎開の前後、小笠原諸島には多くの日本軍将兵が駐屯し、父島ちちじまを中心に要塞化が進められた。このため、多くの軍施設の遺構、いわゆる「戦跡」が山中や海岸に点在しており、ガイドツアー等も行われている。

1946 年（昭和 21 年）に小笠原諸島は米国の直接統治下に置かれ、欧米系の住民（129 人）が父島ちちじまに帰島したのみで、その後 20 数年間放置された。1968 年（昭和 43 年）に小笠原諸島の日本への復帰が実現し、その後は国及び東京都によって復興・振興策が継続して実施され今日に至っている。

（2）利用の現況

本地域は、特異な植生や地形を楽しむための自然探勝やトレッキング、海中景観等の探勝のためのダイビングやシュノーケリング、さらにはホエールウォッチング、ドルフィンウォッチング、シーカヤック等自然体験型のレクリエーションの場として利用されている。公共交通機関は、6 日に 1 便、片道 25 時間の船便（おがさわら丸・小笠原海運（株）：6,679 トン、旅客定員 1,031 名）のみであり、利用者は年間 2 万人程度である。

小笠原国立公園の利用者数の推移

(単位：万人)

平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
2	2	2	2	2	2

資料：「自然公園等利用者数調」（環境省）

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

本公園の土地所有別面積及び面積割合は次表のとおりである。

(単位：ha、%)

国有地	公有地	私有地	計
5,404 (81.5)	291 (4.4)	934 (14.1)	6,629 (100.0)

イ 人口及び産業

(ア) 人口推移

本公園に関係する市町の人口推移は、次表のとおりである。

(単位：人)

昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年
1,595	1,778	1,919	2,257	2,409	2,320

資料：「村勢要覧」（小笠原村）

(イ) 産業別就業人口

本公園に関係する市町の産業別就業人口は、次表のとおりである。

(単位：人、%)

平成 17 年	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		就業者総数
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
小笠原村	136	7.3	271	14.5	1,461	78.0	1,874

注) 総数には分類不詳の数字を含む

資料：「国勢調査」（総務省統計局）

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
土砂崩壊防備	東京都小笠原村地内	9	昭 56. 10. 19
干害防備	東京都小笠原村地内	312	昭 56. 10. 19
保健	東京都小笠原村地内	312	昭 56. 10. 19
土砂流出防備	東京都小笠原村地内	133	平 15. 10. 6

(イ) 鳥獣保護区 (国指定)

名 称	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
小笠原諸島	東京都小笠原村	5,614	平 11. 11. 1～平 21. 10. 31
にし <small>のしま</small> 之島	東京都小笠原村	29	平 20. 8. 1～平 39. 10. 31

(ウ) 史跡・名勝・天然記念物

(国指定)

区分	名 称	位置	指定年月日
天然記念物	オガサワラオオコウモリ	地域を定めず指定	昭和 44. 4. 12
特別天然記念物	アホウドリ	地域を定めず指定	昭和 33. 4. 25
特別天然記念物	メグロ	地域を定めず指定	昭和 44. 4. 12
天然記念物	アカガシラカラスバト	地域を定めず指定	昭和 44. 4. 12
天然記念物	オガサワラノスリ	地域を定めず指定	昭和 46. 5. 19
天然記念物	オガサワラシジミ	地域を定めず指定	昭和 44. 4. 12
天然記念物	シマアカネ	地域を定めず指定	昭和 44. 4. 12
天然記念物	オガサワラトンボ	地域を定めず指定	昭和 44. 4. 12
天然記念物	オガサワライトトンボ	地域を定めず指定	昭和 44. 4. 12
天然記念物	ハナダカトンボ	地域を定めず指定	昭和 44. 4. 12
天然記念物	オガサワラタマムシ	地域を定めず指定	昭和 44. 4. 12
天然記念物	オガサワラセスジゲンゴロウ	地域を定めず指定	昭和 45. 11. 12
天然記念物	オガサワラアメンボ	地域を定めず指定	昭和 45. 11. 12
天然記念物	オガサワラクマバチ	地域を定めず指定	昭和 45. 11. 12
天然記念物	オガサワラゼミ	地域を定めず指定	昭和 45. 11. 12
天然記念物	小笠原諸島陸産貝類 (ヤマキサゴ科、クビキレガイ科、カワザンショウガイ科、オカミミガイ科、オカモノアラガイ科、ノミガイ科、キバサナギガイ科、キセルガイモドキ科、	地域を定めず指定	昭和 45. 11. 12

	エンザガイ科、コハクガイ科、ベッコウマイマイ科、ナンバンマイマイ科)		
天然記念物	カサガイ	地域を定めず指定	昭和 45. 11. 12
天然記念物	オカヤドカリ	地域を定めず指定	昭和 45. 11. 12
天然記念物	小笠原南島の沈水カルスト地形	東京都小笠原村南島	平成 20. 3. 28

(エ) 国内希少野生動植物種

	名 称	指定年月日
植 物	ヒメタニワタリ	平成 20. 7. 25
	コヘラナレン	平成 11. 11. 25
	ムニンツツジ	平成 16. 7. 2
	シマカコソウ	平成 20. 7. 25
	ムニンノボタン	平成 16. 7. 2
	アサヒエビネ	平成 16. 7. 2
	ホシツルラン	平成 16. 7. 2
	シマホザキラン	平成 16. 7. 2
	タイヨウフウトウカズラ	平成 16. 7. 2
	コバトベラ	平成 16. 7. 2
	ウチダシクロキ	平成 20. 7. 25
	ウラジロコムラサキ	平成 16. 7. 2
鳥 類	ハハジマメグロ	平成 5. 2. 10
	アカガシラカラスバト	平成 5. 2. 10
	オガサワラノスリ	平成 5. 2. 10
	シマハヤブサ	平成 5. 2. 10
	オガサワラカワラヒワ	平成 5. 2. 10
	アホウドリ	平成 5. 2. 10
昆 虫 類	オガサワラシジミ	平成 20. 7. 25
	オガサワラトンボ	平成 20. 7. 25
	オガサワラアオイトトンボ	平成 20. 7. 25
	ハナダカトンボ	平成 20. 7. 25
	オガサワラハンミョウ	平成 20. 7. 25

3 公園区域

(1) 公園区域の変更

小笠原国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表 1 : 公園区域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 13 林班の一部 東京都小笠原村 父島の旭山及び奥村の各一部
2	拡張	東京都小笠原村 国有林小笠原総合事務所 13 林班の一部 東京都小笠原村 父島の西町及び船見山の一部
3	拡張	東京都小笠原村 国有林小笠原総合事務所 21 林班の一部 東京都小笠原村 父島の時雨山の一部
4	拡張	東京都小笠原村 国有林小笠原総合事務所 21 林班の一部 東京都小笠原村 父島の北袋沢の一部
5	拡張	東京都小笠原村 国有林小笠原総合事務所 23 林班、24 林班及び 26 林班の各一部 東京都小笠原村 母島の庚申塚、衣館及び東台の各一部
6	拡張	東京都小笠原村 母島の大谷、蝙蝠谷及び船見台の一部
7	拡張	東京都小笠原村 国有林小笠原総合事務所 30 林班の一部 東京都小笠原村 母島の南崎の一部
8	拡張	東京都小笠原村 聳島列島、父島列島及び母島列島の陸域海岸線より 1 km以上 5 km以内の海面
9	拡張	東京都小笠原村 西之島及び北硫黄島の海岸線より 1 km以上 2 km以内の海面

変 更 理 由	面積 (ha)
小笠原の典型的かつ原生的な植生が保持されており固有希少野生動植物の生息地として重要であること、また小笠原の典型的な植生を保全する必要があることから、公園区域として拡張する。	16 (国 15) 公 1
隣接する公園区域と一体的に利用されており、現行区域に組入れ、一体的に管理する必要があることから公園区域として拡張する。	1 (国 1)
小笠原の典型的な風致と河畔植生が保持されており、固有希少野生動植物の生息地として重要なことから公園区域として拡張する。	9 (国 9)
小笠原の典型的かつ原生的な植生が保持されており、固有希少野生動植物の生息地として重要なことから公園区域として拡張する。	16 (国 12) 私 4
小笠原の典型的かつ原生的な植生が保持されており、固有希少野生動植物の生息地として重要なこと及び周囲の植生及び外来種侵入状況を踏まえ、一体的な管理を行う必要性があることから公園区域として拡張する。	115 (国 37) 公 34 私 44
小笠原の典型的かつ原生的な植生が保持されており、固有希少野生動植物の生息地として重要なことから公園区域として拡張する。	29 (公 13) 私 16
小笠原の典型的かつ原生的な植生が保持されており、固有希少野生動植物の生息地として重要なことから公園区域として拡張する。	7 (国 4) 私 3
鯨類の重要な生息地であり、ホエールウォッチング等の自然体験型利用の場としても重要であることから公園区域として拡張する。	
鯨類の重要な生息地であり、ホエールウォッチング等の自然体験型利用の場としても重要であることから公園区域として拡張する。	

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
10	削除	東京都小笠原村 父島 <small>ちちじま</small> の二見港の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
小笠原村の主要な港湾として施設の整備がなされており、公園としての資質が乏しい海域であることから削除する。	
変 更 部 分 面 積	193 (国 78) (公 48) (私 67)
変 更 前 公 園 面 積	6,436 (国 5,326) (公 243) (私 867)
変 更 後 公 園 面 積	6,629 (国 5,404) (公 291) (私 934)

※変更前公園面積は、再計測により得た値に基づくものである。

なお、再計測を行う前の公園面積は6,099haである。

(2) 変更後の公園区域

小笠原国立公園の区域を次のとおりとする。

(表 2 : 公園区域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
東京都	<p>小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 1 林班から 12 林班まで、14 林班から 17 林班まで、22 林班から 28 林班まで、31 林班から 36 林班まで及び 39 林班の全部並びに 13 林班、18 林班から 21 林班まで、29 林班及び 30 林班の各一部</p> <p>小笠原村 聳島列島の聳島及び媒島の各一部 父島列島の弟島、兄島及び西島の各一部並びに父島の旭山、扇浦、大滝、大根山、奥村、北袋沢、桑ノ木山、境浦、時雨山、巽谷、釣浜、長谷、西海岸、西町、初寝浦、東海岸、屏風谷、吹上谷、二子、船見山、三日月山、南袋沢、宮之浜、宮之浜道及び夜明山の各一部 母島列島の母島の猪熊谷、大谷、庚申塚、蝙蝠谷、衣館、中ノ平、長浜、西浦、西台、東台、評議平、船木山、船見台及び南崎の各一部並びに姪島、妹島及び姉島の各一部 西之島の一部 北硫黄島の一部</p>	6,629
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁並びに地先海面の全部		
合 計		6,629

小笠原国立公園

公園計画書

目 次

1	基本方針	53
2	規制計画	
(1)	保護規制計画	
ア	特別地域	55
(ア)	特別保護地区	57
(イ)	第1種特別地域	67
(ウ)	第2種特別地域	73
(エ)	第3種特別地域	79
イ	海中公園地区	82
ウ	普通地域	87
エ	面積内訳	88
(ア)	地域地区別土地所有者別面積	88
(イ)	地域地区別市町村別面積	88
3	施設計画	
(1)	保護施設計画	90
(2)	利用施設計画	92
ア	単独施設	92
イ	道路	94
(ア)	車道	94
(イ)	歩道	96
ウ	運輸施設	100
4	参考事項	
(1)	指定動植物	103
(2)	過去の経緯	107
(3)	公園計画の変更	
ア	保護規制計画	108
イ	保護施設計画	202
ウ	利用施設計画	214
(ア)	単独施設	214
(イ)	道路(車道)	218
(ウ)	道路(歩道)	222
(エ)	運輸施設	230

1 基本方針

小笠原諸島は、日本列島南方約1,000kmの北西太平洋上に位置し、南北約400kmに渡って散在する島々の総称で、父島^{ちちじま}・母島^{ははじま}・聳島^{むこじま}の3列島からなる小笠原群島、硫黄列島（火山列島）及び周辺孤立島で構成される。どの島も成立以来大陸と陸続きになったことがない海洋島であり、独自の進化を遂げた多くの固有種からなる独特の生態系が見られる。その自然景観は、亜熱帯性の大洋島の島しょ景観の特徴を示す独特のものであり、発達した海食崖や屹立した岩礁、狭隘な海峡、多島海など変化に富んだダイナミックな島しょ景観を有するとともに、サンゴ群集や熱帯魚、アオウミガメ、鯨類などからなる多彩な海中景観も大きな特徴となっている。

昭和43年の米国からの小笠原諸島返還を受け、昭和47年10月16日に小笠原諸島の大部分が小笠原国立公園に指定された。その後、昭和50年5月17日に南硫黄島^{みなみおうとう}を削除して原生自然環境保全地域とし、平成14年8月15日及び平成18年8月1日に保護施設計画を追加したものの、公園計画の全般的な見直しは行われていない。

現在では、今後の世界自然遺産への登録推薦に向け、保護管理施策の強化が必要とされる一方で、ノヤギ、アカギ、グリーンアノール等の外来種に起因する自然環境保全上の課題があり、これらにより破壊された自然の再生について対策を講じるとともに、影響を受けた固有希少種の保護増殖を推進する必要がある。また、エコツーリズムの推進に伴い、利用の多様化も進んでいる。

このような状況を踏まえて、本公園の独特の生態系と動植物相、景観等を適切に保護し、それらを基礎とした公園利用を積極的に推進していくために、下記の方針により公園計画の全般的な見直し（再検討）を行うものである。

記

(1) 規制計画

- ア 父島^{ちちじま}及び母島^{ははじま}において、海洋島である小笠原諸島としての典型的な生態系を残している植生、固有希少野生動植物種の生息・生育地について、その保護の必要性に応じて特別保護地区及び特別地域の地種区分を強化する。
- イ 父島^{ちちじま}及び母島^{ははじま}を除く島については、海洋島である小笠原諸島としての典型的な生態系を特に残しており、小笠原固有の動植物の生息・生育が確認されていることから、全域を特別保護地区とする。
- ウ 国立公園としての自然の資質が減少している地域については、特別地域の地種区分の緩和等、適切な変更を行う。
- エ サンゴ群集が発達している海域の一部を海中公園地区として新たに指定する。

(2) 施設計画

現に計画のある利用施設については、全般にわたり事業執行状況を確認し、公園利用上の必要性または整備の見込みの乏しいものについては削除する。一方、公園利用上及び自然環境の保全上の必要性がある施設を追加する。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表3：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
東京都	<p>小笠原村内 国有林小笠原総合事務所1林班から12林班まで、14林班から17林班まで、22林班、25林班から28林班まで、31林班から36林班まで及び39林班の全部並びに13林班、18林班から21林班まで、23林班、24林班、29林班及び30林班の各一部</p> <p>小笠原村 聟島列島の聟島及び<small>なこうど</small>媒島の各一部 父島列島の<small>ちち</small>第島、<small>おとう</small>兄島及び<small>あに</small>西島の各一部並びに<small>ちち</small>父島の旭山、扇浦、大滝、大根山、奥村、北袋沢、桑ノ木山、境浦、時雨山、巽谷、釣浜、長谷、西海岸、西町、初寝浦、東海岸、屏風谷、吹上谷、二子、船見山、三日月山、南袋沢、宮之浜、宮之浜道及び<small>よあけ</small>夜明山の各一部 母島列島の<small>はは</small>母島の<small>はは</small>猪熊谷、大谷、庚申塚、蝙蝠谷、衣館、中ノ平、長浜、西浦、西台、東台、評議平、船木山、船見台及び南崎の各一部並びに<small>めい</small>姪島、<small>じま</small>妹島及び<small>じま</small>姉島の各一部 西之島の一部 北<small>き</small>硫黄島<small>たい</small>の一部 これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部</p>	6,611
	合 計	6,611

(ア) 特別保護地区

次の区域を特別保護地区とする。

(表 4 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
東京都	<p>小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 1 林班から 12 林班まで、17 林班、25 林班、31 林班から 36 林班まで及び 39 林班の全部並びに 13 林班から 16 林班まで、19 林班、21 林班から 24 林班まで及び 26 林班から 30 林班までの各一部</p> <p>小笠原村 <small>むこじま</small> 聶島列島の<small>むこじま</small>聶島及び<small>なこうどしま</small>媒島<small>の</small>各一部 <small>ちちじま</small> 父島列島の<small>おとうとじま</small>弟島、<small>あにじま</small>兄島及び<small>ちちじま</small>西島の各一部並びに<small>ちちじま</small>父島の旭山、大滝、桑ノ木山、時雨山、巽谷、釣浜、西海岸、初寝浦、東海岸、南袋沢及び夜明山の各一部 <small>ははじま</small> 母島の猪熊谷、大谷、庚申塚、衣館、長浜、西浦、西台、東台、船木山及び船見台の各一部並びに<small>めい</small>母島列島の<small>じま</small>姪島、<small>いもうとじま</small>妹島及び<small>あねじま</small>姉島の各一部 <small>にし</small> 西之島の<small>しま</small>一部 <small>きたいおうとう</small> 北硫黄島の<small>とう</small>一部 これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部</p>	4,934
	合 計	4,934

(表 5 : 特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
聟島列島	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 1 林班から 3 林班までの全部 東京都小笠原村 聟島、媒島及び嫁島の各一部並びに付近の島しょ及び岩礁
父島列島北部 弟島・兄島・西島等	東京都小笠原村内 国有林小笠原村総合事務所 4 林班から 12 林班までの全部 東京都小笠原村 父島の弟島、兄島及び西島の各一部並びに付近の島しょ及び岩礁

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p> <small>むこじま</small> 聟島列島は、<small>むこじま</small> 聟島、<small>なこうどじま</small> 媒島、<small>よめじま</small> 嫁島などからなる。植生などについては多くの島でノヤギによる植生の衰退の影響が見られるものの、陸産貝類や昆虫類については良く保全されており、<small>ちちじま</small> 父島列島とも異なる独自の種分化を遂げていて、学術的にも貴重である。また、海鳥類の繁殖地としても重要であり、特に<small>きたのしま</small> 北之島はクマネズミが侵入しておらず、その影響を受けていない、貴重な地域である。 </p> <p> 【旧計画：特別保護地区及び第2種特別地域】 </p>	<p>542</p>
<p> <small>ちちじま</small> 父島列島北部の島々は、良好な外海多島海の景観を呈しているとともに、<small>ちちじま</small> 父島列島が本来持っていた生態系、動物相が良く残っており、生物多様性保全の観点からも貴重である。 </p> <p> <small>あにじま</small> 兄島は、その南部は<small>あにじま</small> 兄島瀬戸に面し、小笠原らしい良好な瀬戸景観を形成している。地質は無人岩を中心に形成され、植生は小笠原特有の乾性低木林（コバノアカテツ-シマイスノキ群集）が小笠原諸島で最もよく残っており、それぞれ学術的価値が高い。アサヒエビネ、オガサワラシコウラン、ムニンフトモモ、コヘナラレン、ムニンヒサカキ等小笠原固有の希少植物種の生育地として、またオガサワラハンミョウの唯一の生息地であり、チチジマカタマイマイなど陸産貝類も多種多様に生息するなど小笠原固有の動物類の生息地として非常に重要であり、これらが一体となって良好な景観を呈している。 </p> <p> <small>おとうとじま</small> 弟島については、戦前牧場が開発されるなど人為の影響が見られ、ノブタやノヤギの影響やモクマオウなどの侵入も見られるものの、谷地形が発達し土壌も肥沃な地区が多いことから良く自然が回復しており、自然度の高い森林に覆われている。遺伝子交雑のない純粋なオガサワラグワのほぼ唯一の産地であり、また、小笠原固有トンボ5種が全て見られるなど父島列島で最も豊富な昆虫類が見られる。 </p> <p> <small>ちちじま</small> 西島についても、父島では減少した陸産貝類や昆虫類などが未だ保存されており、自然の保護上重要なものとなっている。 </p> <p> 【旧計画：特別保護地区、第1種及び第2種特別地域、並びに普通地域】 </p>	<p>1,398</p>

名 称	区 域
<small>ちちじま</small> 父島	<p>東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 17 林班の全部並びに 13 林班から 16 林班まで、19 林班、21 林班及び 22 林班の各一部</p> <p>東京都小笠原村 <small>ちちじま</small> 父島の旭山、大滝、桑ノ木山、時雨山、巽谷、釣浜、西海岸、初寝浦、 東海岸、南袋沢、宮之浜及び夜明山の各一部並びに付近の島しょ</p>
<small>ははじま</small> 母島 西台・庚申塚	<p>東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 26 林班の一部</p> <p>東京都小笠原村 <small>ははじま</small> 母島の庚申塚、衣館、長浜及び西台の各一部並びに付近の島しょ及び 岩礁</p>
<small>ははじま</small> 母島 東台	<p>東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 23 林班の一部</p> <p>東京都小笠原村 <small>ははじま</small> 母島の東台の一部</p>

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>当該地の北部は、^{あにじま}兄島瀬戸に面し、小笠原らしい良好な瀬戸景観を形成している。また、地質学的には無人岩を中心に形成され、学術的価値が高い。</p> <p>中部の旭平から東平にかけては、小笠原特有の乾性低木林（コバノアカテツ-シマイスノキ群集）が、^{ちちじま}父島で最もよく残っている地域であり、学術的価値が高い。アサヒエビネ、オガサワラシコウラン、ムニンフトモモ、コヘナラレン、ムニンヒサカキ等小笠原固有の希少植物種の生育地として、またアカガシラカラスバト等、小笠原固有の動物類の生息地として重要であり、これらが一体となって良好な景観を呈している。さらに地質学的には無人岩を中心に形成され、学術的な価値が高い。初寝浦海岸はウミガメの産卵地としても重要である。</p> <p>南部は、植生はヒメツバキの二次林が中心であるが、雲霧も発生するなど、^{ちちじま}父島の中では湿潤な地域であることから、ハナダカトンボ、シマアカネ、オガサワラゼミ、アカガシラカラスバト、オガサワラノスリ、カタマイマイ属、アサヒエビネ、シマホザキランなど、多くの固有動植物の生息・生育地として重要な地域となっている。また、千尋岩をはじめとする海食崖や、巽崎や鳥山などの海岸景観は特筆すべきものである。金石沢では、^{ちちじま}父島で唯一黄鉄鉱を産する。</p> <p>^{みなみじま}南島とその周辺は第三紀に形成された石灰岩により沈水カルスト地形が見られるとともに、これと一体になった海岸景観が形成されている。また、外来種によって^{ちちじま}父島では失われた昆虫相の一部が今も残っていると同時に、海鳥繁殖地としても重要である。</p> <p>^{ひがしじま}東島は、^{ちちじま}父島東海岸展望地からの視対象として、また、希少植物の生育地及び海鳥繁殖地として重要である。</p> <p>【旧計画：特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地位、第3種特別地域及び公園区域外】</p>	893
<p>西台の半島を海食崖が取り巻き、雄大な海岸景観を形成している。海食崖上の植生は^{ははじま}母島特有の自然林であるモクダチバナ-テリハコブガシ群集ヒメツバキ亜群集が優占しており、これらの森林はアカガシラカラスバトなども生息し、生物多様性の観点から重要な地域である。</p> <p>【旧計画：特別保護地区、第2種特別地域、第3種特別地域及び公園区域外】</p>	258
<p>東台の半島は、海食崖が取り巻き、海岸景観と森林が一体となって良好な景観を呈している。先端部には巨大な海食洞が見られる。海食崖上の森林は大部分が^{ははじま}母島特有の自然林であるモクダチバナ-テリハコブガシ群集ヒメツバキ亜群集が優占しており、これらの森林はアカガシラカラスバトなども生息し、生物多様性の観点から重要な地域である。</p> <p>【旧計画：特別保護地区及び第2種特別地域】</p>	168

名 称	区 域
^{ははじま} 母島列島 石門・乳房山・ 脊梁山地	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 25 林班の全部並びに 24 林班、28 林班及び 29 林班の各一部 東京都小笠原村 ^{ははじま} 母島の猪熊谷、大谷、長浜、西浦船木山及び船見台の各一部並びに付 近の島しょ及び岩礁
^{ははじま} 母島 西海岸	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 27 林班及び 28 林班の各一部 東京都小笠原村 ^{ははじま} 母島の三角岩の全部 ^{ははじま} 母島の西浦の一部並びに付近の島しょ及び岩礁
^{ははじま} 母島 御幸之浜	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 29 林班の一部 東京都小笠原村 ^{ははじま} 母島付近の島しょ及び岩礁
^{ははじま} 母島列島南部 ^{むこうじま} 向島・ ^{あねじま} 姉島・ ^{いもうとじま} 妹島・ ^{めいじま} 姪島・ ^{ひらじま} 平島	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 31 林班から 34 林班までの全部及び 30 林班の一部 東京都小笠原村 ^{めいじま} 母島列島の姪島、 ^{いもうとじま} 妹島及び ^{あねじま} 姉島の各一部並びに付近の島しょ及び岩 礁

地区の概要	面積 (ha)
<p>母島の脊梁山地とその東側を中心とした母島でも最も自然性の高い地域である。</p> <p>石門一帯は、国内では珍しい第三紀に形成された古いカルスト台地であり、植生はウドノキなどを含む湿性高木林も発達している。セキモンノキ、セキモンウライソウ等、この地域にしか見られない希少動植物も多く知られており、母島の中でも生物多様性を保全する上で最も重要な地域である。</p> <p>堺ヶ岳から乳房山、その南に続く脊梁山地は母島を象徴する山地であり、一部にアカギの侵入もあるものの、雲霧が発生するため豊かな森林が形成され、母島特有の自然林であるモクタチバナ-テリハコブガシ群集ヒメツバキ亜群集やモクタチバナ-テリハコブガシ群集典型亜群集ムニンヤツデ変群集が大部分を覆っている。また、稜線部には固有種タコヅルの草原や海洋島ではよく見られるキク科植物の木本化現象が知られている（ワダンノキ群落）。また、樹上性のものを含む陸産貝類が5種類生息する地域があるなど、小笠原固有の動植物類の生息・生育地としても最も重要である。</p> <p>【旧計画：特別保護地区、第1種特別地域及び第2種特別地域】</p>	483
<p>母島西海岸の小半島と岩礁、湾が複雑に連続する部分で、海食崖上の森林と一帯になって、母島を代表する海岸景観を形成している。</p> <p>【旧計画：特別保護地区】</p>	16
<p>海中公園地区のサンゴ礁に面して穏やかな海岸地形が見られるとともに、大型の有孔虫の化石である貨幣石が見られ、学術的に貴重である。</p> <p>【旧計画：特別保護地区】</p>	5
<p>母島南部に点在する島々は、良好な外海多島海景観を形成している。</p> <p>母島列島特有のタイプの乾性の低木林（コバノアカテツ-ムニンアオガンピ群集）が発達している他、ヤロード-テリハハマボウ群落等も見られる。</p> <p>母島南部で既に失われつつある固有の希少植物、昆虫類、陸産貝類なども良く保全されており、絶滅に瀕しているオガサワラカワラヒワの繁殖地でもある。さらに、クロアシアホウドリなどの海鳥の繁殖地も点在し、生物多様性の保全上貴重な地域である。</p> <p>【旧計画：特別保護地区及び第2種特別地域】</p>	584

名 称	区 域
<small>にしのみしま</small> 西之島	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 39 林班の全部 小笠原村 <small>にしのみしま</small> 西之島の一部並びに付近の島しょ及び岩礁
<small>きたいおうとう</small> 北硫黄島	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 35 林班及び 36 林班の全部 東京都小笠原村 <small>きたいおうとう</small> 北硫黄島の一部並びに付近の島しょ及び岩礁

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>西之島<small>にしおしま</small>は今も活発に活動する海底火山の山頂部であり、西之島新島<small>にしおしま</small>の噴火と島の形成は記憶に新しい。火山学の観点から、学術的に貴重であるとともに、アジサシなど多くの海鳥類の繁殖地としても重要である。</p> <p>【旧計画：特別保護地区及び普通地域】</p>	30
<p>北硫黄島<small>きたいおうとう</small>では、戦前、サトウキビ畑の開拓が行われたものの、急峻な火山島であるため南硫黄島<small>みなみいおうとう</small>と共通の豊かな自然が保全されている。小笠原群島とは異なる形成過程を経て陸化しており、生物相も異なる種分化を遂げていて、学術的に貴重である。</p> <p>【旧計画：特別保護地区及び第2種特別地域】</p>	558
合 計	4,934

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表6：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
東京都	小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 13 林班から 16 林班まで、18 林班、19 林班、21 林班、22 林班、24 林班及び 26 林班から 30 林班までの各一部 小笠原村 <small>ちちじま</small> 父島の旭山、大滝、奥村、北袋沢、桑ノ木山、境浦、時雨山、巽谷、西海岸、屏風谷、吹上谷、南袋沢及び夜明山の各一部 <small>ははじま</small> 母島の猪熊谷、大谷、庚申塚、蝙蝠谷、中ノ平、長浜、西浦、評議平、船木山、船見台及び南崎の各一部 これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部	949
	合 計	949

(表7：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
ちちじま 父島 烏帽子岩	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 13 林班の一部 東京都小笠原村 烏帽子岩付近の島しょ及び岩礁
ちちじま 父島 屏風谷・旭山・ 夜明山	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 13 林班から 15 林班まで、18 林班及び 19 林班の各一部 東京都小笠原村 ちちじま 父島の旭山、奥村、桑ノ木山、境浦、屏風谷、吹上谷及び夜明山の各一部並びに付近の島しょ及び岩礁
ちちじま 父島 大滝・東海岸	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 16 林班及び 21 林班の各一部 東京都小笠原村 ちちじま 父島の大滝及び東海岸の各一部
ちちじま 父島 時雨山	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 21 林班の一部 東京都小笠原村 ちちじま 父島の時雨山及び巽谷の各一部
ちちじま 父島 小港・高山・南袋 沢	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 21 林班及び 22 林班の各一部 東京都小笠原村 ちちじま 父島の北袋沢、西海岸及び南袋沢の各一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>父島^{ちちじま}最北部の小島しょで、無人岩の露頭が見られ地質学的に重要であるとともに、二見湾口のランドマークでもあり、良好な風致を形成している。</p> <p>【旧計画：第1種特別地域】</p>	3
<p>旭山の山頂部から山麓にかけては、奇岩急崖や滝等が見られるとともに、小笠原特有の乾性低木林（コバノアカテツ-シマイスノキ群集^{ちちじま}）が父島では東平に次いでよく残っている地域である。この地域南部で東平に隣接する中央山一帯とあわせて学術的価値が高い。この森林は、集落に近く、若干の人為の影響が見られるものの、ムニンフトモモ、コヘラナレン、ムニンヒサカキ等小笠原固有の希少植物種の生育地として、またアカガシラカラスバト等、小笠原固有の動物類の生息地として重要であり、これらが一体となって良好な風致を形成している。</p> <p>また、この地域の南部の海岸沿いは、景勝地である境浦に接しており、海岸には砂浜とハスノハギリやタマナから成る海岸林が発達している。</p> <p>【旧計画：第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域及び公園区域外】</p>	216
<p>当該地は東海岸の一部であり、小笠原特有のムニンヒメツバキの森林が比較的良く残っている地域であり、小笠原固有の希少な動植物類の生息・生育地として重要である。</p> <p>【旧計画：第1種特別地域及び第2種特別地域】</p>	19
<p>当該地は、ヒメツバキの二次林の他、小笠原特有の乾性低木林（コバノアカテツ-シマイスノキ群集^{ちちじま}）やコバノアカテツ-ムニンアオガンビ群集が残っている。後者は父島では人為的攪乱を受けた後に出現するが、当該地のものは自然に成立した数少ない典型的なものである。多くの固有動植物の生息・生育地としても重要な地域となっている。</p> <p>【旧計画：第1種特別地域及び公園区域外】</p>	52
<p>北部の小港海岸周辺は、小笠原唯一の河川である八ツ瀬川の河口に位置し、オオハマボウ群落やオガサワラモクズガニなどを育む河畔環境を形成している。さらには父島^{ちちじま}では最も規模の大きな砂浜や発達した海岸林がある。中山岬は小港海岸、南袋沢、南島等を望む景勝地であり、さらにその南、高山一帯は南島^{みなみじま}一帯の沈水カルストの景観と一体になって優れた風致を形成している。また、高山一帯及び衝立山周辺には、父島^{ちちじま}では減少している固有陸産貝類が生息しているほか、これらの地域や南袋沢には、希少な昆虫類等も多く生息するなど生物多様性保全の観点からも重要である。</p> <p>【旧計画：第1種特別地域及び第2種特別地域】</p>	205

名 称	区 域
ははじま 母島 長浜海岸	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 24 林班、26 林班、27 林班及び 28 林班の各一部 東京都小笠原村 ははじま 母島の猪熊谷、庚申塚及び長浜の各一部並びに付近の島しょ及び岩礁
ははじま 母島 猪熊谷	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 28 林班の一部 東京都小笠原村 ははじま 母島の西浦の一部及び付近の岩礁
ははじま 母島 新夕日ヶ丘	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 28 林班の一部 東京都小笠原村 ははじま 母島の西浦の一部
ははじま 母島 船見台・蝙蝠谷	東京都小笠原村 ははじま 母島の大谷、蝙蝠谷及び船見台の各一部
ははじま 母島 沖村海岸・沖港	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 29 林班の一部
ははじま 母島 船木山・南崎	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 29 林班及び 30 林班の各一部 東京都小笠原村 ははじま 母島の中ノ平、評議平、船木山及び南崎の一部並びに付近の島しょ及び岩礁

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>母島の西海岸の急崖及び脊梁山地の一部であり、植生は、母島特有の自然林で、保護上重要なモクタチバナテリハコブガシ群集ヒメツバキ亜群集や、母島では一般的なモクタチバナ林（モクタチバナテリハコブガシ群集典型亜群集典型変群集主部）等が見られ、母島の海崖地形及び原生的な石門地区と一帯の地域として、また石門と西台地区を結ぶ固有種のコリドーとして、小笠原諸島固有の希少昆虫が生息するなど小笠原固有の動植物類の生息・生育地として、最も重要な地域である。</p> <p>【旧計画：第1種特別地域、第2種特別地域及び公園区域外】</p>	167
<p>猪熊湾に面してダイナミックな海食崖景観を形成している。植生はモクタチバナ林が中心である。一部崩壊地への外来種の侵入が見られるが、希少昆虫類の生息地としても重要である。</p> <p>【旧計画：第1種特別地域】</p>	21
<p>当該地は、母島の脊梁山地から続く森林であり、母島特有の自然林であるモクタチバナテリハコブガシ群集ヒメツバキ亜群集が大部分を覆っている。小笠原諸島固有の希少昆虫が生息するなど、小笠原固有の動植物類の生息・生育地として最も重要な地域である。</p> <p>【旧計画：第2種特別地域】</p>	26
<p>当該地は母島中央部の丘陵地であり、母島特有の自然林であるモクタチバナテリハコブガシ群集ヒメツバキ亜群集が大部分を占めている。</p> <p>良好な自然林は、後背地の母島脊梁山地と一体となって、小笠原固有の動物類の生息地としても重要である。</p> <p>【旧計画：公園区域外】</p>	35
<p>沖港の南北に海食崖の海岸景観を形成し、その南北の海岸景観や乳房山などの眺望と一体となって良好な風致を形成している。</p> <p>【旧計画：第1種特別地域】</p>	15
<p>当該地は、海食崖と小規模な湾及び海浜からなる海岸景観を形成するとともに、その内陸は母島特有の自然林であるオガサワラビロウータコノキ群集やコバノアカテツムニンアオガンビ群集、モクマオウ群集などが占めている。</p> <p>一部では人為の影響も見られるが、一般的に湿度の高い母島では珍しく乾燥しており、独自の生態系を形づくっている。陸産貝類が多様であるなど、小笠原固有の動物類の生息地として重要である。</p> <p>【旧計画：第1種特別地域、第3種特別地域及び公園区域外】</p>	190
<p style="text-align: center;">合 計</p>	949

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表8：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
東京都	小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 13 林班、16 林班、19 林班から 23 林班まで及び 27 林班から 29 林班までの各一部 小笠原村 <small>ちちじま</small> 父島の大滝、大根山、北袋沢、桑ノ木山、時雨山、巽谷、 長谷、西町、二子、船見山、三日月山、宮之浜及び宮之 浜道の各一部 <small>ははじま</small> 母島の猪熊谷、大谷、蝙蝠谷、衣館、長浜、西浦、東台 及び船木山の各一部 これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部	534
	合 計	534

(表9：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
ちちじま 父島 三日月山	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 13 林班の一部 東京都小笠原村 ちちじま 父島の大根山、西町、船見山、三日月山、宮之浜及び宮之浜道の各一部並びに付近の島しょ及び岩礁
ちちじま 父島 大滝	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 19 林班及び 21 林班の各一部 東京都小笠原村 ちちじま 父島の大滝、桑ノ木山、時雨山及び長谷の各一部
ちちじま 父島 野羊山	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 20 林班の一部及び付近の島しょ及び岩礁
ちちじま 父島 コペペ	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 20 林班の一部 東京都小笠原村 ちちじま 父島の二子の一部及び付近の岩礁
ちちじま 父島 袋岬・饅頭岬	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 21 林班及び 22 林班の各一部 東京都小笠原村 ちちじま 父島の北袋沢の一部及び付近の岩礁

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>三日月山周辺から大根山の岬に至る当該地は、父島^{ちちじま}入港時のランドマークとして、また、父島^{ちちじま}で最も利用のある眺望点として重要である。しかしながら、近年、ギンネムやモクマオウなど侵略的な外来植物種の侵入により植生が変化している。今後外来種の拡散を抑制し保全を図る観点から、土地利用を管理しつつ自然の再生を図る必要がある。</p> <p>【旧計画：第1種特別地域】</p>	131
<p>当該地は、学術的価値が高い小笠原特有の乾性低木林^{ちちじま}が父島^{ちちじま}で最もよく残っている東平・旭山の外縁部であり、小笠原特有のヒメツバキの二次林とともに乾性低木林が散在するなど、乾性低木林の緩衝帯としても重要な地域である。</p> <p>【旧計画：第2種特別地域】</p>	59
<p>二見湾口にある島が陸続きにされたもので、湾口のランドマークとなっている。地質はデイサイトで、枕状溶岩が発達している。近年侵略的な外来植物種の侵入により植生が変化している。今後外来種の拡散を抑制し保全を図る観点から、土地利用を管理しつつ自然の再生を図る必要がある。</p> <p>【旧計画：第1種特別地域】</p>	22
<p>コペペ岬^{ちちじま}は父島^{ちちじま}西海岸の海岸地形を形成する岬の一つで、近年侵略的な外来植物種モクマオウの侵入により植生が変化している。一方で、車で到達できる数少ない砂浜として利用者の人気が高い。今後外来種の拡散を抑制し保全を図る観点から、土地利用を管理しつつ自然の再生を図る必要がある。</p> <p>【旧計画：第1種特別地域】</p>	9
<p>袋岬はコペペ岬とともに小港湾を形成しており、饅頭岬はブタ海岸に接した岬である。両者ともノヤギが多く影響を受けており、また、近年ギンネムなど外来植物種の侵入により植生が変化している。今後外来種の拡散を抑制し保全を図る観点から、土地利用を管理しつつ自然の再生を図る必要がある。</p> <p>【旧計画：第1種特別地域】</p>	25

名 称	区 域
<small>ちちじま</small> 父島 八ツ瀬川	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 21 林班及び 22 林班の各一部 東京都小笠原村 <small>ちちじま</small> 父島の北袋沢、巽谷及び南袋沢の各一部
<small>ははじま</small> 母島 東台・北村	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 23 林班の一部 東京都小笠原村 <small>ははじま</small> 母島の東台の一部及び付近の岩礁
<small>ははじま</small> 母島 衣館	東京都小笠原村 <small>ははじま</small> 母島の衣館の一部
<small>ははじま</small> 母島 長浜・西浦	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 27 林班及び 28 林班の各一部 東京都小笠原村 <small>ははじま</small> 母島の猪熊谷、蝙蝠谷、長浜及び西浦の各一部
<small>ははじま</small> 母島 小剣先山	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 29 林班の一部 小笠原村 <small>ははじま</small> 母島の犬谷及び船木山の各一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>八ツ瀬川は伊豆諸島以南で最大の河川で、下流部には河口部に典型的に見られる植生が残っており、ゆったりと流れる河川景観は南側にそそり立つ岸壁と一体となり、優れた風致を形成している。</p> <p>中山峠一带は岩稜が続くが、北袋沢の枝沢が深く切れ込んで、荒涼とした風致を形成している。</p> <p>【旧計画：第2種特別地域及び公園区域外】</p>	98
<p>当該地は、北港に面した海岸線であり、北村から眺望される海岸線は良好な景観を呈している。ギンネムなど外来種が大部分を占めているものの、母島特有の自然林であるモクダチバナ林が残っており、土地利用を管理しつつ自然の再生を図る必要がある。</p> <p>【旧計画：公園区域外】</p>	23
<p>衣館に面した斜面であり、衣館の森林と一体となって優れた風致を形成しているものの、外来種であるギンネムが大部分を占めている。今後外来種の拡散を抑制し保全を図る観点から、土地利用を管理しつつ自然の再生を図る必要がある。</p> <p>【旧計画：第2種特別地域】</p>	4
<p>長浜から桑ノ木山、西浦にかけての道路沿線であり、元来はウドノキなどの湿性高木林やモクダチバナ林で、生物多様性保全の観点からも重要な地域であるが、アカギを始めとする外来種の侵入が激しく、植生が変貌している。今後外来種の拡散を抑制し保全を図る観点から、土地利用を管理しつつ自然の再生を図る必要がある。</p> <p>【旧計画：第2種特別地域】</p>	138
<p>沖村集落に隣接する小剣先山から脊梁山地に続く稜線であり、優れた眺望を有する。植生はギンネムなどの外来種が多い。</p> <p>【旧計画：第2種特別地域】</p>	25
<p>合 計</p>	534

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表10：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
東京都	小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 13 林班、14 林班、18 林班、19 林班及び 24 林班の各一部 小笠原村 父島 <small>ちちじま</small> の旭山、扇浦、桑ノ木山、境浦、吹上谷及び夜明山の各一部 母島 <small>ははじま</small> の庚申塚の一部 これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部	194
	合 計	194

(表 11：第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
ちちじま 父島 旭山	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 13 林班の一部
ちちじま 父島 夜明山・笠山・ 吹割山	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 13 林班、14 林班、18 林班及び 19 林班の各一部 東京都小笠原村 ちちじま 父島の旭山、扇浦、桑ノ木山、境浦、吹上谷及び夜明山の各一部
ははじま 母島 庚申塚	東京都小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 24 林班の一部 小笠原村 ははじま 母島の庚申塚の一部並びに付近の島しょ及び岩礁

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>当該地は、小笠原特有の乾性低木林が良く残っている地域であり、旭山にかけての貴重な乾性低木林や小笠原固有の希少野生動植物を保全する上で必要な緩衝地帯となっている。</p> <p>【旧計画：公園区域外】</p>	13
<p>当該地は旭山北部から桑の木山、さらに扇浦にかけての緩傾斜地であり、父島<small>ちち</small>北部から中央部にかけての小笠原特有の乾性低木林や小笠原固有の希少野生動植物を保全する上で必要な緩衝地帯となっている。</p> <p>【旧計画：第3種特別地域及び公園区域外】</p>	127
<p>当該地は、母島<small>ははじま</small>特有の自然林であるモクダチバナ・テリハコブガン群集ヒメツバキ亜群集が一部を占めるほか、アカギやギンネム等の外来植物が優占する。</p> <p>当該地は母島<small>ははじま</small>でも特に自然環境が豊かに残る北部地域の中央部に当たり、今後この地域での外来種の拡散を抑制し保全を図る観点から、土地利用を管理しつつ自然の再生を図る必要がある。</p> <p>【旧計画：公園区域外】</p>	54
<p style="text-align: center;">合 計</p>	194

イ 海中公園地区

次の地域を海中公園の区域とする。

(表 12 : 海中公園地区表)

番号	名 称	位 置
1	瓢箪島	東京都小笠原村 瓢箪島地先海面
2	人丸島	東京都小笠原村 人丸島地先海面
3	<small>あにじま</small> 兄島	東京都小笠原村 <small>あにじま</small> 兄島瀬戸北部地先海面
4	<small>ちちじま</small> 父島宮之浜・釣浜	東京都小笠原村 <small>あにじま</small> 兄島瀬戸南部地先海面
5	<small>ちちじま</small> 父島製氷海岸	東京都小笠原村 <small>ちちじま</small> 父島奥村地先海面
6	<small>ちちじま</small> 父島巽湾（中海岸）	東京都小笠原村 <small>ちちじま</small> 父島西海岸地先海面
7	<small>ちちじま</small> 父島巽湾（鯨崎）	東京都小笠原村 <small>ちちじま</small> 父島西海岸地先海面
8	<small>ちちじま</small> 父島巽湾（西海岸）	東京都小笠原村 <small>ちちじま</small> 父島西海岸地先海面
9	<small>みなみじま</small> 南島	東京都小笠原村 <small>みなみじま</small> 南島地先海面
10	<small>ははじま</small> 母島椰子浜	東京都小笠原村 <small>ははじま</small> 母島庚申塚及び石門地先海面
11	<small>ははじま</small> 母島ウエントロ	東京都小笠原村 <small>ははじま</small> 母島石門及び東崎地先海面
12	<small>ははじま</small> 母島御幸之浜	東京都小笠原村 <small>ははじま</small> 母島御幸之浜地先海面
13	<small>むこうじま</small> 向島東海岸	東京都小笠原村 <small>むこうじま</small> 向島地先海面

地 区 の 概 要	面積 (ha)
瓢箪島、猫岩、眼鏡島付近の海域である。サンゴ群集が発達しており、希少な海洋生物の良好な生息地ともなっており、良好な海中景観を維持している。(旧称：小笠原海中公園地区第1号)	24.0
人丸島 ^{あにじま} 、兄島、筋岩岬付近の海域である。サンゴ群集が発達しており、希少な海洋生物の良好な生息地ともなっており、良好な海中景観を維持している。(旧称：小笠原海中公園地区第2号)	16.7
兄島 ^{あにじま} キャベツビーチ、万作海岸付近の海域である。サンゴ群集が発達しており、希少な海洋生物の良好な生息地ともなっており、良好な海中景観を維持している。(旧称：小笠原海中公園地区第3号)	26.9
父島 ^{ちちじま} 宮之浜、十文字、釣浜付近の海域である。サンゴ群集が発達しており、希少な海洋生物の良好な生息地ともなっており、良好な海中景観を維持している。(旧称：小笠原海中公園地区第4号)	38.9
父島 ^{ちちじま} 二見湾入り口付近の海域である。単一群集としては国内最大と考えられる小笠原最大のエダサンゴ群集が見られ、貴重な群集を有している海域である。	2.9
父島 ^{ちちじま} 巽湾の西海岸付近の海域である。当該地は父島 ^{ちちじま} でもサンゴ群集の被度が高い海域であり、アザミサンゴが優先しているほか、周辺では種の多様性が確保されている。	2.0
父島 ^{ちちじま} 巽湾の鯨崎付近の海域である。当該地は父島 ^{ちちじま} でもサンゴ群集の被度が高い海域であり、周辺では種の多様性が確保されている。	6.1
父島 ^{ちちじま} 巽湾の西海岸付近の海域である。当該地はサンゴ群集の被度が高い海域であり、ソフトコーラルなども多く、周辺では種の多様性が確保されている。	6.3
父島 ^{ちちじま} 南崎、南島 ^{みなみじま} 付近の海域である。沈水カルスト地形となっており、良好な海中景観を維持している。(旧称：小笠原海中公園地区第5号)	245.3
母島 ^{ははじま} 椰子浜、桐浜及び石門崎付近の海域である。当該地は小笠原有数のテーブルサンゴ群集が見られる。	85.2
母島 ^{ははじま} 東港南側の海域である。当該地は小笠原有数のテーブルサンゴ類が見られる。	157.1
母島 ^{ははじま} 御幸之浜付近の海域である。サンゴ群集が発達しており、希少な海洋生物の良好な生息地ともなっており、良好な海中景観を維持している。(旧称：小笠原海中公園地区第6号)	41.3
向島 ^{むこうじま} 東海岸付近の海域である。当該地にはハマシコロサンゴ群集が見られる。	47.5

番号	名 称	位 置
14	<small>ひらしま</small> 平島	東京都小笠原村 <small>ひらしま</small> 平島地先海面

地区の概要	面積 (ha)
<small>ひらじま</small> 平島の北海岸付近の海域である。サンゴ群集が発達しており、希少な海洋生物の良好な生息地ともなっており、良好な海中景観を維持している。(旧称：小笠原海中公園地区第7号)	79.2
合 計	779.5

※1～4、9、12、14の面積は、再計測により得た値に変更している。

ウ 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 13：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
東京都	小笠原村内 国有林小笠原総合事務所 23 林班及び 24 林班の各一部 小笠原村 <small>ははじま</small> 母島の庚申塚、衣館及び東台の各一部	18
陸域の公園区域の地先海面		
合 計		18

エ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有者別面積 (変更後)

(表 12 : 地域地区別土地所有者別面積総括表)

地 域 区 分		特 別 地 域								
		特別保護地区			第 1 種			第 2 種		
土 地 所 有 別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
合 計	土地所有者別面積	4,123	156	655	795	76	78	346	35	153
	地種区分別面積 (比 率)	4,934 (74.4)			949 (14.3)			534 (8.1)		
	地域地区別面積 (比 率)									
	地域別面積 (比 率)	4,934 (74.4)								

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 13 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区名 町村名		現 行							
		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海中公 園地区 (A')
		特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計			
東 京 都	小笠原村	2,945	1,039	1,847	272	6,103	333	6,436	446.6
合 計		2,945	1,039	1,847	272	6,103	333	6,436	446.6

※変更前公園面積は、再計測により得られた値に基づくものである。

※再計測を行う前の小笠原国立公園の陸域面積 6,099ha

(単位：面積ha、比率%)

特別地域			普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海中公園地区
第3種									
国	公	私	国	公	私	国	公	私	
137	15	42	3	9	6	5,404	291	934	
194 (2.9)									
1,677 (25.3)									
1,677 (25.3)			18 (0.3)			6,629 (100.0)			14ヶ所 779.6

(単位：ha)

変 更					後			増 減	
特 別 地 域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海中公 園地区 (B')	陸域 (B-A)	海中公 園地区 (B'- A')
特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計					
1,989	△90	△1313	△78	508	△315	6,629	779.6	193	333
4,934	949	534	194	6,611	18				
1,989	△90	△1313	△78	508	△315	6,629	779.6		
4,934	949	534	194	6,611	18				

3 施設計画

(1) 保護施設計画

保護施設を次のとおりとする。

(表 14：保護施設表)

番号	種 類	位 置
1	自然再生施設	東京都小笠原村 （ <small>むくじま</small> 聺島列島）
2	自然再生施設	東京都小笠原村 （ <small>ちちじま</small> 父島列島）
3	自然再生施設	東京都小笠原村 （ <small>ははじま</small> 母島列島）
4	自然再生施設	東京都小笠原村 （ <small>にしノしま</small> 西之島）
5	自然再生施設	東京都小笠原村 （火山列島）

整備方針	旧計画との関係
<small>むこじま</small> 聟島及び付属諸島、その周辺海域において自然を保全・再生するための施設を整備する（ノヤギ駆除後の植生復元対策、海鳥繁殖地の整備、昆虫の増殖のための環境の整備等）。	平成 14. 8. 15 告示
<small>ちちじま あにじま おとうとじま</small> 父島、兄島、弟島及び付属諸島、その周辺海域において、グリーンアノールやノヤギ、クマネズミ、モクマオウ、アカギ等の侵略的外来生物の影響を軽減し、衰退している固有生態系を保全回復するため、これらを駆除するとともに侵入防止柵等の施設を整備する。	平成 18. 8. 1 告示
<small>ははじま</small> 母島及び付属諸島、その周辺海域においてグリーンアノールやクマネズミ、ノヤギ、アカギ等の侵略的外来生物の影響を軽減し、衰退している固有生態系を保全回復するため侵入防止柵等の施設を整備する。	平成 18. 8. 1 告示
<small>にしおしま</small> 西之島とその周辺地域において、自然を保全、再生するための施設を整備する（海鳥繁殖環境の整備等）。	新規
<small>きたいおうとう</small> 北硫黄島とその周辺海域において自然を保全、再生するための施設を整備する（アカガシラカラスバト、オガサワラオオコウモリ繁殖生息環境の整備等）。	新規

(2) 利用施設計画

ア 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 15 : 単独施設表)

番号	種類	位置
1	園地	東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (宮之浜)
2	園地	東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (三日月山)
3	宿舎	東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (奥村)
4	園地	東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (旭山)
5	園地	東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (境浦)
6	園地	東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (初寝浦)
7	園地	東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (中央山)
8	園地	東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (コペペ)
9	園地	東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (小港)
10	園地	東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (父島南崎)
11	園地	東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (北村)
12	園地	東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (庚申塚)
13	園地	東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (玉川ダム)
14	園地	東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (船木山)
15	園地	東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (鮫ヶ崎)
16	園地	東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (御幸之浜)
17	園地	東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (母島南崎)

整備方針	旧計画との関係
休養、海水浴、シュノーケリングのための園地を整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
ウェザーステーションからの眺望、自然解説のための園地を整備する。	昭和 47. 10. 16 告示 (三日月山北麓園地)
二見港への眺望、徒歩圏内にある周辺の歩道・園地を利活用するための拠点として、小規模な整備を行う。(公園区域の拡張に伴い、整備中箇所について、現況を踏まえ追加する)	新規
自然解説の拠点として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
休養、シュノーケリングのための園地を整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
休養、自然解説のための園地として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
中央山からの眺望のための園地、自然解説の拠点として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
歩道の起終点として休憩、また、休養、海水浴、シュノーケリングのための園地を整備する。	新規
休養、散策、海水浴、シュノーケリングのための園地を整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
休憩、自然解説の拠点として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示 (南崎園地)
歩道の起終点として休憩、また、休養、海水浴、シュノーケリングのための園地を整備する。	新規
東港・石門方面への眺望、自然探勝のための園地を整備する。	新規
船木山の滝周辺への自然探勝のための園地、園路を整備する。	新規
散策、休養、眺望のための縁地として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
散策、眺望のための園地として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示 (沖村園地)
休養、シュノーケリング、自然解説の拠点として園地を整備する。	昭和 47. 10. 16 告示 (御幸浜園地)
休憩、南崎海岸周辺の自然解説、シュノーケリングの拠点として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示 (南崎園地)

イ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 16 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	宮之浜線	起点—東京都小笠原村父島 (宮之浜道・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村父島 (宮之浜)	
2	三日月山線	起点—東京都小笠原村父島 (大根山・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村父島 (西町)	
3	父島周回線	起点—東京都小笠原村父島 (屏風谷・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村父島 (堺浦・国立公園境界) 起点—東京都小笠原村父島 (奥村・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村父島 (長谷・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村父島 (時雨山)	境浦 夜明山 桑ノ木山
4	小港線	起点—東京都小笠原村父島 (北袋沢・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村父島 (小港)	
5	母島北進線	起点—東京都小笠原村母島 (蝙蝠谷・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村母島 (北村)	
6	母島南進線	起点—東京都小笠原村母島 (南崎・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村母島 (南崎)	

整備方針	旧計画との関係
宮之浜園地への車道として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示 (宮の浜線)
三日月山園地への車道として整備する。	新 規
<small>ちちじま</small> 父島の各利用拠点への到達道路として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示 <small>ちちじま</small> (父島周回線、巽湾線)
小港園地への車道として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
<small>ははじま</small> 母島北部各地への到達道路として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示 <small>ははじま</small> (母島線)
南崎周辺への到達道路として整備する。	新 規

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 17 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	三日月山線	起点－東京都小笠原村父島 (三日月山・車道終点) 終点－東京都小笠原村父島 (宮之浜道・国立公園境界)	三日月山
2	電信山線	起点－東京都小笠原村父島 (宮之浜) 終点－東京都小笠原村父島 (旭山・車道合流点)	電信山 釣浜
3	旭山線	起点－東京都小笠原村父島 (旭山・車道分岐点) 終点－東京都小笠原村父島 (旭山) 終点－東京都小笠原村父島 (乳頭山)	
4	初寝浦線	起点－東京都小笠原村父島 (桑ノ木山・車道分岐点) 終点－東京都小笠原村父島 (初寝浦)	
5	扇浦線	起点－東京都小笠原村父島 (扇浦・国立公園境界) 終点－東京都小笠原村父島 (吹割山・車道合流点)	吹割山
6	父島海岸線	起点－東京都小笠原村父島 (コペペ) 終点－東京都小笠原村父島 (ジョンビーチ) 終点－東京都小笠原村父島 (高山南麓) 終点－東京都小笠原村父島 (高山南麓・歩道合流点)	小港 中山峠 高山
7	つつじ山南麓線	起点－東京都小笠原村父島 (北袋沢・国立公園境界) 終点－東京都小笠原村父島 (巽谷)	常世ノ滝
8	西台線	起点－東京都小笠原村母島 (北港・車道分岐点) 終点－東京都小笠原村母島 (乾崎)	大沢海岸

整備方針	旧計画との関係
三日月山から宮之浜に至る探勝歩道として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
宮之浜から ^{でんしんやま} 電信山を経て長崎展望台に至る探勝歩道として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
旭山に至る登山道として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
初寝浦への探勝歩道として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示 (扇浦初寝浦線)
扇浦から吹割山に至る探勝歩道として整備する。	新規
コペペ浜から小港、中山峠、高山を経てジョンビーチに至る探勝歩道として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示 (^{ちちじま} 父島海岸線、高山線、南崎線)
常世ノ滝を経て巽谷に至る登山道として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
北村から大沢海岸に至る探勝歩道、さらに西台に至る歩道として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示

番号	路線名	区間	主要経過地
9	東山線	起点－東京都小笠原村母島 (東港・車道分岐点) 終点－東京都小笠原村母島 (北村・車道合流点) 終点－東京都小笠原村母島 (臥牛角)	東山
10	石門線	起点－東京都小笠原村母島 (猪熊谷・車道分岐点) 終点－東京都小笠原村母島 (石門) 終点－東京都小笠原村母島 (石門・歩道合流点)	堺ヶ岳
11	母島山稜線	起点－東京都小笠原村母島 (元地・国立公園境界) 終点－東京都小笠原村母島 (堺ヶ岳・歩道合流点) 終点－東京都小笠原村母島 (元地・国立公園境界)	乳房山
12	南崎線	起点－東京都小笠原村母島 (元地・国立公園境界) 終点－東京都小笠原村母島 (小富士)	御幸之浜 南崎

整備方針	旧計画との関係
北村から東山を経て北村に戻る登山道及び臥牛角に至る歩道として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示 (東山周回線)
石門に至る登山道として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示 (石門山周回線)
乳房山を周回する登山道及び乳房山から堺ヶ岳に至る縦走路として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示 (乳房山線、母島山稜 線)
沖港から南崎の各海岸、小富士に至る探勝歩道として整備する。	昭和 47. 10. 16 告示

ウ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 18 : 運輸施設表)

番号	種 類	位 置
1	係留施設	東京都小笠原村 ^{あにじま} 兄島 (^{あにじま} 兄島瀬戸)
2	係留施設	東京都小笠原村 ^{ちちじま} 父島 (宮之浜)
3	係留施設	東京都小笠原村 ^{ちちじま} 父島 (初寝浦)
4	係留施設	東京都小笠原村 ^{ちちじま} 父島 (小港)
5	係留施設	東京都小笠原村 ^{ちちじま} 父島 (巽湾)
6	係留施設	東京都小笠原村 ^{みなみじま} 南島 (^{みなみじま} 南島)
7	係留施設	東京都小笠原村 ^{ははじま} 母島 (東港)
8	係留施設	東京都小笠原村 ^{ははじま} 母島 (ウエントロ)
9	係留施設	東京都小笠原村 ^{ははじま} 母島 (御幸之浜)
10	係留施設	東京都小笠原村 ^{むこうじま} 向島 (^{むこうじま} 向島)
11	係留施設	東京都小笠原村 ^{ひらじま} 平島 (^{ひらじま} 平島)

整備方針	旧計画との関係
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	新規
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	昭和 47. 10. 16 告示
海岸・海底の石灰岩地形の保護と、上陸する利用者の安全確保のため、簡易な係留施設を整備する。	新規
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	新規
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	新規
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	新規
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	新規
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	新規

4 参考事項

(1) 指定動植物

ア 特別地域

(ア) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表 19 : 指定植物)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	ミズスギ、ナンカクラン
イワヒバ	ヒバゴケ (ムニンクラマゴケ)、イワヒバ
ハナヤスリ	コブラン
リュウビンタイ	オガサワラリュウビンタイ
リュウビンタイモドキ	ヒロハリュウビンタイ (イオウトウリュウビンタイモドキ)、 リュウビンタイモドキ
カニクサ	フサシダ
コケシノブ	ホソバホラゴケ、ムニンコケシダ、ムニンホラゴケ、 ゼニゴケシダ
イノモトソウ	イワホウライシダ、ムニンホウライシダ、 ムニンハチジョウシダ
シノブ	シマキクシノブ、ヤンバルタマシダ (ムニントマシダ、 オオタマシダ)
ヘゴ	マルハチ、メヘゴ、ヘゴ
オシダ	ムニンヘツカシダ、キンモウイノデ、コキンモウイノデ、 シマクジャクシダ、オオシケシダ、ムニンベニシダ、 オガサワラツルキジノオ、ムニンミゾシダ (オオホシダ)、 ムニンヒメワラビ
チャセンシダ	ヒメタニワタリ、ラハオシダ、ナンカイシダ、 シマオオタニワタリ、ムニンシダ
ウラボシ	ナガバコウラボシ、ムニンサジラン、オオハクリラン、 ハハジマヌカボシ、オキナワウラボシ (シマイワヒトデ)、 ホソバクリハラン、シマサジラン、 ヌカボシクリハラン (ヌカボシラン、ヌカボシシダ)
イラクサ	オガサワラモクマオ、セキモンウライソウ
ビャクダン	ムニンビャクダン
スベリヒユ	マルバケツメグサ
コショウ	シマゴショウ、タイヨウフウトウカズラ
ベンケイソウ	ムニントイトゴメ
トベラ	ハハジマトベラ、シロトベラ、オオミトベラ、コバノトベラ

バラ	タチテンノウメ（オガサワライソザンショウ）、シラゲテンノウメ（ワタゲテンノウメ）、シマカナメモチ、シマシャリンバイ（オガサワラシャリンバイ）
トウダイグサ	セキモンノキ、ムニンハツバキ（ハツバキ）、オガサワラミカンソウ
ミカン	オガサワラゴシュユ（ムニンゴシュユ）、アコウザンショウ、イワザンショウ
ニシキギ	ヒメマサキ
ジンチョウゲ	ムニンアオガンピ（オガサワラガンピ）
グミ	オガサワラグミ
キブシ	ナガバキブシ、ハザクラキブシ
フトモモ	ムニンフトモモ、ヒメフトモモ
ノボタン	ムニンノボタン
ウコギ	ムニンヤツデ
ツツジ	オガサワラツツジ（ムニンツツジ）
ヤブコウジ	シマタイミンタチバナ、マルバタイミンタチバナ
サクラソウ	オオハマボス
アカテツ	ムニンノキ（オオバクロテツ）、コバノアカテツ
ハイノキ	ムニクロキ、ウチダシロクキ、チチジマクロキ
キョウチクトウ	ヤロード
アカネ	オガサワラクチナシ、マザクラ、マルバシマザクラ、アツバシマザクラ、コハナガサキノキ、オオシラタマカズラ、オガサワラボチョウジ、シマギョクシンカ
ヒルガオ	シロガネカラクサ
ムラサキ	モンパノキ
クマツヅラ	シマムラサキ、ウラジロコムラサキ、オオバシマムラサキ
シソ	シマカノコソウ、ムニタツナミソウ
ナス	ムニンホウズキ、アツバクコ、ムニンハダカホウズキ
ハマウツボ	シマウツボ
ハマジンチョウ	コハマジンチョウ
キキョウ	オオハマギキョウ
キク	オガサワラアザミ、トヨシマアザミ、ユズリハワダン、コヘラナレン、ヘラナレン、ワダンノキ、ツルワダン
ホンゴウソウ	ムニンホンゴウソウ、スズフリホンゴウソウ
ヤシ	セボリーヤシ（ノヤシ）
カヤツリグサ	セキモンズゲ、ムニンテンツキ、ハハジマテンツキ、ヒラアンペライ、ムニンアンペライ、シマイガクサ、ムニンイヌノハナヒゲ
ショウガ	チクリンカ、シマクマタケラン（ヤマソウカ）
ラン	ツルラン（カラン）、アサヒエビネ（シマエビネ）、オガサワラシコウラン、チクセツラン、イモラン、

	ムニンヤツシロラン、ナンカイシュスラン、キンギンソウ、シマクモキリソウ、ムニンボウラン、シマホザキラン、ムニンツレサギソウ（シマツレザキ）、ムニンキヌラン、オガサワラシュスラン（ムニンシュスラン）
--	--

(イ) 指定動物

特別地域において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動物は次のとおりである。

(表 20：指定動物)

科 名	種 名
アオイトトンボ科	オガサワラアオイトトンボ
エゾトンボ科	オガサワラトンボ

イ 海中公園地区

海中公園地区において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物は次のとおりである。

(表 21：規制動植物)

ヤガラ科、ヨウジウオ科、ヘラヤガラ科、イットウダイ科、ヒメジ科
テンジクダイ科、コンゴウハナダイ、ヌノサラシ、リュウキュウハナダイ
スズメダイ科、ベラ科、ブダイ科（コブダイ、イラを除く。）、カゴカキガイ科
チョウチョウウオ科、ツノダシ科
モンガラカワハギ科、レモンハギ、ニジハギ、ヒラニザ、モンツキハギ、ミヤコテイグ
ナンヨウハギ、ゴマハギ、ヒレナガハギ、ノコギリギリ
イトマキフグ科、ハコフグ科、フグ科ハリセンボン
フサカサゴ科、カエルアンコウ科、ゴンベイ科、イソギンポ科、カワアナゴ科
クモハゼ科、ウミヘビ科、ウツボ科、イタミレポラ、クダサング、ウミアザミ、イソバナ
チヂミトサカ科、ウミトサカ科、トゲヤギ科、タムナステリア科、ハナヤサイサング科
ミドリイシ科、アガシリア科、シデラストレア科、ウミバラ科、クサビライシ科
ハマサング科、キクメイシ科、サザナミサング科、オオトゲサング科、ビワガライシ科
チョウジガイ科
キサング科
オトヒメエビ、ミカドウミウシ、シラナミガイ、クモガイ、スイジガイ、
ハチジョウタカラガイ、カサガイ、ホラガイ、オハグログキ、タコ属
ノコギリヒトデ、アオヒトデ、ヤツデヒトデ、
マツカサウニ、バクダンウニ、ガンガゼ、ナガウニ、ジンガサウニ、ミツカドパイプウニ、
クロナガウニ、ラップウニ、タワシウニ、パイプウニ、クロナマコ
ホリスリアモノカリア、テツイロナマコ、トラフナマコ
ハモネ科
アミジグサ属
ヤハズグサ属
ウスユキウチワ、ガラガラ、ケコナハダ、サイミ
カタオバグサ、シマソゾ

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和 47 年 10 月 16 日	区域の指定
昭和 50 年 5 月 17 日	<small>みなみおとう</small> 南硫黄島の原生自然環境保全地域指定に伴う区域の一部 削除

イ 規制計画

昭和 47 年 10 月 16 日	特別地域の指定 特別保護地区の指定 海中公園地区の指定 地種区分の決定
-------------------	--

ウ 施設計画

昭和 47 年 10 月 16 日	利用施設計画の決定
平成 14 年 8 月 15 日	保護施設計画の追加
平成 18 年 8 月 1 日	保護施設計画の追加

(3)公園計画の変更

ア 保護規制計画

(表 22 : 保護規制計画変更表)

番 号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
1	第1種特別地域 ↓ 第2種特別地域	東京都小笠原村 父島の大根山、西町、船見山、三日月山、宮之浜及び宮之浜道の各一部
2	公園区域外 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 父島の旭山の一部
3	公園区域外 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 父島の旭山の一部
4	公園区域外 ↓ 第3種特別地域	東京都小笠原村 父島の奥村の一部
5	公園区域外 ↓ 第2種特別地域	東京都小笠原村 父島の西町及び船見山の一部
6	第2種特別地域 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 父島の旭山の一部
7	第3種特別地域 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 父島の旭山の一部
8	第1種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 父島の旭山の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
<p>当該地は枕状溶岩の露頭や柱状節理等が見られ、視点場として重要な地域であり、風致の維持を図る必要がある一方で、近年はモクマオウ・ギンネム等の外来種の侵入が多い。このことから、外来種対策を図りつつ、第2種特別地域として良好な風致の維持を図る</p>	85
<p>当該地は、父島^{ちちじま}北部の旭山の北部に位置する傾斜地で、小笠原固有の希少植物種の生育地や小笠原固有の動物類の生息地として重要であり、これらが一体となって良好な景観を呈している。このため、特に厳正に景観の維持を図る必要性が高い地域として特別保護地区として拡張する。</p>	1
<p>当該地は父島^{ちちじま}北部の旭山の北に位置する緩傾斜地^{ちちじま}で父島北部の公園入口に位置しており、小笠原固有の希少植物種が比較的まとまって生育しているほか、小笠原固有の動物類の生息が確認されており、その生育・生息地を保全する地域として重要である。このため、特別地域の中では風致を維持する必要性が最も高いため、第1種特別地域とする。</p>	4
<p>当該地は、父島^{ちちじま}北部の旭山の北部に位置する傾斜地で、小笠原固有の希少植物種の生育地や小笠原固有の動物類の生息が確認されている。一方で、当該地は集落に隣接し、外来植物の侵入が多く、一体的な外来種駆除等の管理を行う必要がある。このように当該地は希少・固有動植物の生息地として重要である旭山周辺のバッファ地域として位置付けることが必要であることから、第3種特別地域として拡張する。</p>	11
<p>当該地は、島しょ風景やホエールウォッチングなどの視点場として重要な地域であり、風致の維持を図る必要があることから、第2種特別地域として拡張する。</p>	1
<p>当該地は、父島^{ちちじま}北部の旭山の北に位置する緩傾斜地である。小笠原固有の希少植物種の生育地として、また小笠原固有の動物類の生息地として重要であり、これらを適切に保護する必要がある一方で、一部に道路や施設が存在している。</p> <p>このように、当該地は関係者と調整しつつ、風致を維持する必要性が最も高い地域であることから、第1種特別地域とする。</p>	21
<p>当該地は、父島^{ちちじま}北部に位置する旭山の東側の緩傾斜地である。当該地は小笠原固有の希少植物種の生育地として、また小笠原固有の動物類の生息地として重要であり、これらを適切に保護する必要がある一方で、一部に道路や施設が存在している。</p> <p>このように、当該地は関係者と調整しつつ、風致を維持する必要性が最も高い地域であることから、第1種特別地域とする。</p>	12
<p>当該地は、父島^{ちちじま}北部の夜明山周辺の緩傾斜地で、小笠原特有の乾性低木林植生がよく残っている地域であり、学術的価値が高い。</p> <p>また、小笠原固有の希少植物種や小笠原固有の動物類の生育・生息地として重要である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから特別保護地区とする。</p>	7

番号	変更内容	変更部分の区域
9	第3種特別地域 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 父島の夜明山の一部
10	第2種特別地域 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 父島の桑ノ木山、初寝浦及び夜明山の各一部
11	第3種特別地域 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 父島の桑ノ木山及び境浦の各一部
12	第1種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 父島の大滝、長谷、初寝浦及び東海岸の各一部
13	第2種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 父島の桑ノ木山の一部
14	第2種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 父島の東海岸の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
<p>当該地は、父島^{ちちじま}北部の夜明山周辺の緩傾斜地であり、小笠原特有の乾性低木林が状態良く残っていると同時に、小笠原固有の希少植物種や小笠原固有の動物類の生育・生息地として重要である。一方、一部に道路や施設が存在している。</p> <p>このように、当該地は関係者と調整しつつ、現在の風致を維持することが必要な地域であることから、第1種特別地域とする。</p>	20
<p>当該地は、父島^{ちちじま}北部の夜明山周辺の緩傾斜地であり、小笠原特有の乾性低木林が状態良く残っている地域である。</p> <p>また、小笠原固有の希少植物種や小笠原固有の動物類の生育・生息地として重要である。</p> <p>このように、当該地は風致を維持する必要性が最も高い地域であることから、第1種特別地域とする。</p>	24
<p>当該地は、父島^{ちちじま}北部の傘山から中央山に至る脊稜地帯を含む緩傾斜地であり、小笠原特有の乾性低木林が状態良く残っている地域である。</p> <p>また、小笠原固有の希少植物種や小笠原固有の動物類の生育・生息地として重要である。</p> <p>このように、当該地は風致を維持する必要性が最も高い地域であることから、第1種特別地域とする。</p>	20
<p>当該地は小笠原特有の乾性低木林植生が父島^{ちちじま}で最も状態よく残っている地域であり、これらの自然景観が原生的な状態を保持しており、学術的価値が高い。</p> <p>また、当該地域は、小笠原固有の希少植物種の生育地として、小笠原固有の動物類の生息地として重要であり、これらが一体となって良好な景観を呈しており、動植物種の保全を図る上でも重要な地域である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	29
<p>当該地は小笠原特有の乾性低木林植生が父島^{ちちじま}で最も状態よく残っている地域であり、これら自然景観が原生的な状態を保持しており、学術的価値が高い。</p> <p>また、当該地域は、小笠原固有の希少植物種の生育地として、小笠原固有の動物類の生息地として重要であり、これらが一体となって良好な景観を呈しており、動物種の保全を図る上でも重要な地域である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	12
<p>当該地は、父島^{ちちじま}南部の西海岸周辺であり植生はヒメツバキの二次林が中心の二次植生であるが、雲霧も発生するなど、父島^{ちちじま}の中では湿潤な地域である。</p> <p>当該地は多くの固有動植物の生息・生育が確認されており、小笠原固有動植物の生育・生息地として極めて重要な地域であり、動物種の保全を図る上で重要な地域である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	26

番号	変更内容	変更部分の区域
15	第1種特別地域 ↓ 第2種特別地域	東京都小笠原村 父島の洲崎の一部
16	第1種特別地域 ↓ 第2種特別地域	東京都小笠原村 父島の洲崎及び二子の各一部
17	第1種特別地域 ↓ 第2種特別地域	東京都小笠原村 父島の北袋沢及び南袋沢の各一部
18	公園区域外 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 父島の時雨山の一部
19	公園区域外 ↓ 第2種特別地域	東京都小笠原村 父島の北袋沢の一部
20	第1種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 父島の東海岸の一部
21	第2種特別地域 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 父島の大滝の一部
22	第1種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 父島の大滝の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
<p>当該地は二見湾のランドマークになっている野羊山であり、海岸部に枕状溶岩の露頭がみられるなどの風致上の価値がある一方で、近年外来動植物種の侵入が多いことから、外来種駆除等の対策を図りつつ、第2種特別地域として良好な風致の維持を図る。</p>	21
<p>当該地はコペペ海岸であり、海岸部に枕状溶岩の露頭が見られるなどの風致上の価値がある一方で、近年外来動植物種の侵入により植生が大きく変化する等風致を損ねているが、当地は車で到達できる数少ない砂浜として利用者の人気が高いことから外来種駆除等の対策を図り、多様な公園利用を図る必要がある。</p> <p>このように当該地は公園利用との調整を図りつつ、良好な風致を保全する必要が高い地域であることから、第2種特別地域とする。</p>	8
<p>当該地は袋岬及び饅頭岬の一部であり、海岸部に枕状溶岩の露頭が見られるなどの風致上の価値がある一方で、近年外来動植物種の侵入により植生が大きく変化する等風致を損ねている。外来種駆除等の対策を図るとともに、公園利用との調整を図りつつ、良好な風致を保全する必要が高い地域であることから、第2種特別地域とする。</p>	23
<p>当該地は、時雨山山頂周辺であり、小笠原特有の乾性低木林がよく残っている地域である。当該地は父島<small>ちちじま</small>では貴重な植生が残されている場所であり、風致を維持する必要性が最も高い地域であることから、第1種特別地域として拡張する。</p>	9
<p>当該地は八ツ瀬川の南に位置する傾斜地であり、当該地下流部は小笠原諸島では珍しい河川景観を形成している反面、一部護岸・擁壁等があり風致を損ねている箇所もあるほか、外来動植物の侵入により植生が一部衰退している箇所も見られる。</p> <p>このように当該地は良好な風致を保全するとともに、外来種対策等による管理が必要な地域であることから、第2種特別地域として拡張する。</p>	16
<p>当該地は、父島<small>ちちじま</small>南部の西海岸周辺であり、多くの固有動植物の生息・生育が確認されており、小笠原固有動植物の生育・生息地として極めて重要な地域であり、動物種の保全を図る上で重要な地域である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	3
<p>当該地は、父島<small>ちちじま</small>南部の西海岸周辺であり植生はヒメツバキの二次林が中心の二次植生であるが、雲霧も発生するなど、父島<small>ちちじま</small>の中では湿潤な地域である。</p> <p>当該地は多くの固有動植物の生息・生育が確認されており、小笠原固有動植物の生育・生息地として極めて重要な地域であり、動植物種の保全を図る上で重要な地域である。</p> <p>このように、現在の風致を維持する必要性が最も高い地域であることから第1種特別地域とする。</p>	6
<p>当該地は、父島<small>ちちじま</small>南部の時雨山周辺であり、多くの固有動植物の生息・生育が確認されており、小笠原固有動植物の生育・生息地として極めて重要な地域であり、動物種の保全を図る上で重要な地域である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	1

番号	変更内容	変更部分の区域
23	第2種特別地域 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 父島の巽谷及び南袋沢の各一部
24	第2種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 父島の時雨山、巽谷、西海岸及び南袋沢の各一部
25	第1種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 父島の時雨山、巽谷及び西海岸の各一部
26	第2種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 母島の東台の一部
27	公園区域外 ↓ 第2種特別地域	東京都小笠原村 母島の東台の一部
28	公園区域外 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 母島の衣館の一部
29	公園区域外 ↓ 普通地域	東京都小笠原村 母島の庚申塚、衣館及び東台の各一部
30	第2種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 母島の西台及び衣館の各一部
31	第3種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 母島の庚申塚及び衣館の各一部

変更理由	面積 (ha)
<p>当該地は、父島<small>ちちじま</small>の中では湿潤な地域であり、小笠原固有動植物の生育・生息地として学術研究上も重要な地域である。</p> <p>このように当該地は風致を維持する必要性が最も高い地域であることから、第1種特別地域とする。</p>	76
<p>当該地は、父島<small>ちちじま</small>の中では湿潤な地域であり、小笠原固有動植物の生育・生息地として学術研究上も重要な地域であり、特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	108
<p>当該地は、父島<small>ちちじま</small>の中では比較的湿潤な地域であり、小笠原固有動植物の生育・生息地として学術研究上も重要な地域である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	125
<p>当該地は、母島<small>ははじま</small>東台の半島状の土地であり、大部分が母島特有の自然林で覆われており、母島特有の自然景観が原生的な状態で保持されている地域である。また、当該地は小笠原固有の動物類の生息地としても重要である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	117
<p>当該地は、母島<small>ははじま</small>北港に面した海岸線であり、母島特有の自然林が残る地帯であるが、外来種の侵入が著しく、地帯の大半をギンネムが占有しており、外来種駆除等の自然再生に向けた対応のほか、公園利用面に配慮するなど多様な対策を講じる必要がある。</p> <p>このように当該地は外来種対策等による管理を進めるとともに、良好な風致を保全することが必要な地域であることから、第2種特別地域として拡張する。</p>	4
<p>当該地は、母島<small>ははじま</small>西台の海岸に面した地区であり、大部分が母島特有の自然林で覆われており、母島特有の自然景観が原生的な状態で保持されている地域である。また、当該地は小笠原固有の動物類の生息地としても重要である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	5
<p>当該地は、旧北村集落の跡であり、外来植物が優占しているが、母島<small>ははじま</small>でも特に自然環境が豊かに残る北部地域の中央部にあたり、今後この地域での外来種の拡散を抑制し保全を図る観点から、国立公園を拡張して自然の再生を図る必要があるため、普通地域とする。</p>	18
<p>当該地は、大部分が母島<small>ははじま</small>特有の自然林で覆われており、優れた天然林を形成している。また、希少な動植物類の生息地としても重要であり、眺望される海岸景観とこれらが一体となって良好な景観を呈している。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区として拡張する。</p>	91
<p>当該地は、大部分が母島<small>ははじま</small>特有の自然林で覆われており、優れた天然林を形成している。また、希少な動植物類の生息・生育地としても重要であり、眺望される海岸景観とこれらが一体となって良好な景観を呈している。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	35

番号	変更内容	変更部分の区域
32	公園区域外 ↓ 第3種特別地域	東京都小笠原村 母島の庚申塚及び長浜の各一部
33	公園区域外 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 母島の庚申塚の一部
34	公園区域外 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 母島の庚申塚の各一部
35	第2種特別地域 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 母島の庚申塚及び長浜の各一部
36	第1種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 母島の猪熊谷の一部
37	第2種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 母島の猪熊谷の一部
38	第2種特別地域 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 母島の猪熊谷及び西浦の各一部
39	第1種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 母島の大谷、西浦及び船木山の各一部
40	第2種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 母島の大谷及び西浦の各一部

変更理由	面積 (ha)
<p>当該地は、母島庚申塚の海岸部を含む傾斜地であり、母島でも特に自然環境が豊かに残る北部地域の中央部に当たり、母島全体の自然再生を進展するうえで、今後この地域での外来種の拡散を抑制し保全と自然再生を図る必要がある。このため、第3種特別地域として拡張する。</p>	56
<p>当該地は、大部分が小笠原母島特有の自然林で覆われており、優れた天然林を形成している。また、希少な動植物類の生息・生育地としても重要であり、眺望される海岸景観とこれらが一体となって良好な景観を呈している。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区として拡張する。</p>	26
<p>当該地は石門地区と近接し、アカギの侵入が一部に見られるものの、全体的な風致は優れている。</p> <p>このように当該地は現在の風致を維持する必要性が最も高い地域であることから、第1種特別地域とする。</p>	6
<p>当該地は椰子浜周辺であり、石門地区と近接し、アカギの侵入が一部にみられるものの、全体的な風致は優れている。</p> <p>このように当該地は現在の風致を維持する必要性が最も高い地域であることから、第1種特別地域とする。</p>	24
<p>当該地は、大部分が母島特有の自然林で覆われており、優れた天然林を形成している。また、希少な動植物類の生息・生育地としても重要であり、良好な景観を呈している。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	3
<p>当該地は、大部分が母島特有の自然林で覆われており、優れた天然林を形成している。また、希少な動植物類の生息・生育地としても重要であり、良好な景観を呈している。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	4
<p>当該地は、堺ヶ岳西側斜面に位置し、一部にアカギの侵入もあるものの、母島特有の自然林が大部分を覆っており、小笠原固有の動植物類の生息・生育地としても最も重要である。</p> <p>このように当該地は現在の風致を維持する必要性が高い地域であることから、第1種特別地域とする。</p>	17
<p>当該地は、乳房山等母島の脊梁山地斜面に位置し、一部にアカギの侵入もあるものの、母島特有の自然林が大部分を覆っており、ワダンノキ群落等母島に典型的な群落構成は学術的・風致上の価値が高い。</p> <p>このように当該地は現在の景観を極力保護することが必要であることから、特別保護地区とする。</p>	45
<p>当該地は、母島の脊梁山地の南側斜面に位置し、母島特有の自然林が大部分を覆っている。これらによる生態系は、景観上の価値が高く、小笠原固有の動植物類の生息・生育地としても最も重要である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	59

番号	変更内容	変更部分の区域
41	第2種特別地域 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 母島の西浦の一部
42	公園区域外 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 母島の船見台及び蝙蝠谷の各一部
43	第2種特別地域 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 母島の船木山の一部
44	公園区域外 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 母島の中ノ平及び南崎の各一部
45	第3種特別地域 ↓ 第1種特別地域	東京都小笠原村 母島の南崎の一部
46	第2種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 聳島列島の聳島の一部
47	第2種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 聳島列島の媒島の一部

変更理由	面積 (ha)
<p>当該地は、母島の脊梁山地であり、一部に外来植物の侵入が見られるものの、母島特有の自然林が大部分を覆っており、これらによる生態系は、風致上の価値が高く、小笠原固有の動植物類の生息・生育地としても最も重要である。</p> <p>このように、当該地は現在の風致の維持を図る必要性が最も高いことから、第1種特別地域とする。</p>	26
<p>当該地は、蝙蝠谷周辺であり、母島特有の自然林が大部分を占めている。後背地の母島脊梁山地と一体となって、小笠原固有の動物類の生息地としても重要であり、現在の風致の維持を図る必要性が最も高い地域であることから、第1種特別地域とする。</p>	29
<p>当該地は、母島の脊梁山地であり、一部外来植物の侵入が見られるものの、母島特有の自然林が大部分を覆っており、これらによる生態系は、風致上の価値が高く、小笠原固有の動植物類の生息・生育地としても最も重要である。現在の風致の維持を図る必要性が最も高い地域であることから、第1種特別地域とする。</p>	18
<p>当該地は、母島の南崎地区であり、母島特有の自然林が占めている。人為の影響も見られるが、一般的に湿度の高い母島では珍しく乾燥しており、独自の生態系及び風致を形成している。陸産貝類が多様であるなど、小笠原固有の動物類の生息地として重要である。</p> <p>このように、当該地は風致の維持を図る必要性が最も高いことから、第1種特別地域として拡張する。</p>	7
<p>当該地は、母島の南崎地区であり、母島特有の自然林が占めている。人為の影響も見られるが、一般的に湿度の高い母島では珍しく乾燥しており、独自の生態系及び風致を形成している。陸産貝類が多様であるなど、小笠原固有の動物類の生息地として重要である。</p> <p>このように、当該地は風致の維持を図る必要性が最も高いことから、第1種特別地域として拡張する。</p>	58
<p>当該地は、聳島の内陸部であり、ノヤギによる植生破壊の影響により外来種の侵入も認められるものの、一部に聳島列島特有の低木林が残る等原生的な植生も保持している。</p> <p>また、聳島列島固有の希少昆虫類の生息が認められ、アホウドリ等多くの海鳥の繁殖地となっており、これら希少・固有野生動植物の生息・生育地として保護する必要がある。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	150
<p>当該地は、媒島の内陸部であり、ノヤギによる植生破壊の影響により外来種の侵入も認められるものの、媒島本来の植生・風致が島東部を中心に残っており、聳島列島固有の希少昆虫類の生息が認められるほか、海鳥の繁殖地としても重要である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	58

番号	変更内容	変更部分の区域
48	第2種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 父島列島の弟島の一部
49	第2種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 父島列島の西島の一部
50	第1種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 父島列島の兄島の一部
51	普通地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 父島列島の兄島の一部
52	第2種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 母島列島の姉島の一部
53	第2種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 母島列島の妹島の一部
54	第2種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 母島列島の姪島の一部

変更理由	面積 (ha)
<p>当該地は、^{おとうとしま}第島の内陸部である。外来種による影響が認められるものの、森林の再生が進み、^{ちちじま}父島では減少した固有の希少昆虫類やアカガシラカラスバトの重要な生息地となっており、外来種駆除や生態系管理を行いながら自然の再生を進める必要がある。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	251
<p>当該地は、西島の内陸部である。ノヤギが排除されたことから、森林の再生が進んでおり、固有陸産貝類や^{ちちじま}父島では減少した固有の希少昆虫類の重要な生息地となっており、外来種駆除や生態系管理を行いながら自然の再生を進める必要がある。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	14
<p>当該地は、^{あにじま}兄島の内陸部であり、小笠原特有の乾性低木林が小笠原諸島全体で最もよく残っている地域であり、景観を保全する必要の高い地域である。また、小笠原固有の希少動植物種の生育地として重要である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	117
<p>当該地は、^{あにじま}兄島の内陸部であり、小笠原特有の乾性低木林が小笠原諸島全体で最もよく残っている地域であり、景観を保全する必要の高い地域である。また、小笠原固有の希少動植物種の生育地として重要である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	312
<p>当該地は、^{おむらじま}母島の内陸部であり、外来種の侵入も認められるものの、母島列島特有の乾性の低木林が発達し景観を保全する必要性が高い。また、^{ははじま}母島ですでに失われつつある固有の希少植物や昆虫類の生育・生息地としても重要である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	39
<p>当該地は、^{いもつとしま}妹島の内陸部であり、母島列島特有の乾性低木林が発達している他、谷地形が発達しており独特の景観を有している。</p> <p>また、^{ははじま}母島ですでに失われつつある固有の希少植物や鳥類の生育・生息地として重要である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	42
<p>当該地は、^{めいじま}姪島の内陸部であり、外来種の侵入も認められるものの、母島列島特有の乾性の低木林が発達し、^{ははじま}母島ですでに失われつつある固有の希少植物の生育地としても重要である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	51

番号	変更内容	変更部分の区域
55	第2種特別地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 北硫黄島の一部
56	普通地域 ↓ 特別保護地区	東京都小笠原村 西之島の一部
—	公園区域外 ↓ 普通地域	東京都小笠原村 各島の地先海面 (南島、硫黄島、沖ノ島は含まない。父島列島・母島列島・聳島列島については海岸線から5 km。その他については海岸線から2 km。汀線界は小笠原最低潮位とし、一部については別途の境界線により明確にする。)
—	普通地域 ↓ 公園区域外	東京都小笠原村 父島の二見港の海域

変更理由	面積 (ha)
<p>当該地は火山列島の島の一つであり、島全体に発達した岩脈が見られ、また海洋島特有の生態系・景観を有している。オガサワラオオコウモリやアカガシラカラスバトが生息し、学術上重要な地域である。</p> <p>このように、当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	237
<p>父島<small>ちちしま</small>の西に浮かぶ孤立島で、昭和48年に噴火、新たな陸地が増えた。現在は多くの海鳥類が生息し、鳥類の繁殖地として重要な地域である。陸化した海域普通地域である当該地は特に厳正に景観の維持を図る必要性が高いことから、特別保護地区とする。</p>	21
<p>海洋島である小笠原の主要な景観は島しょ景観であるが、さらに、近年ではザトウグジラやマッコウクジラ、イルカ等の海棲哺乳類が観察対象となり、多くの利用者訪れている。</p> <p>このため、従来の沖合1kmの範囲から、これらの観察される範囲である沖合5km、概ね水深150mから200m程度の大陸棚を含む範囲について拡張する。</p>	
<p>父島<small>ちちしま</small>の二見港のうち堤防内側の港湾部分について、施設の整備がなされており国立公園としての資質が乏しいことから削除する。</p>	

(表 23 : 海中公園地区追加表)

番号	名 称	位 置
5	<small>ちちじま</small> 父島製氷海岸	東京都小笠原村 <small>ちちじま</small> 父島奥村の地先海面
6	<small>ちちじま</small> 父島巽湾（中海岸）	東京都小笠原村 <small>ちちじま</small> 父島西海岸の地先海面
7	<small>ちちじま</small> 父島巽湾（鯨崎）	東京都小笠原村 <small>ちちじま</small> 父島西海岸の地先海面
8	<small>ちちじま</small> 父島巽湾（西海岸）	東京都小笠原村 <small>ちちじま</small> 父島西海岸の地先海面
10	<small>ははじま</small> 母島椰子浜	東京都小笠原村 <small>ははじま</small> 母島庚申塚及び石門の地先海面
11	<small>ははじま</small> 母島ウエントロ	東京都小笠原村 <small>ははじま</small> 母島石門及び東崎の地先海面
13	<small>むこうじま</small> 向島東海岸	東京都小笠原村 <small>むこうじま</small> 向島の地先海面

(表 24 : 海中公園地区変更表)

番号	区分	名 称	位 置	告示年月日
4	拡張	<small>ちちじま</small> 父島宮之浜・釣浜	東京都小笠原村 <small>あにじま</small> 兄島瀬戸南部地先海面	昭和 47. 10. 16 (旧称：小笠原海中公園地区 4 号)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
父島 ^{ちちじま} 二見湾入り口付近の海域である。単一群集としては国内最大と考えられる小笠原最大のエダサンゴ群落のみられ、貴重な群落を有している海域である。	2.9
父島 ^{ちちじま} 異湾の鯨崎付近の海域である。当該地は父島 ^{ちちじま} でもサンゴ群集の被度が高い海域であり、周辺では種の多様性が確保されている。	2.0
父島 ^{ちちじま} 異湾の中海岸付近の海域である。当該地は父島 ^{ちちじま} で最もサンゴ群集の被度が高い海域であり、アザミサンゴが優先しているほか、種の多様性が確保されている。	6.1
父島 ^{ちちじま} 異湾の西海岸付近の海域である。当該地はサンゴ群集の被度が高い海域であり、ソフトコーラルなども多く、種の多様性が確保されている。	6.3
母島 ^{ははじま} 東港南側の海域で、椰子浜、桐浜及び石門崎付近に面している。当該地は小笠原有数のテーブルサンゴ群集のみられる。	85.2
母島 ^{ははじま} 東崎北側の海域である。当該地は小笠原有数のテーブルサンゴ類のみられる。	157.1
向島 ^{むこうじま} 東海岸付近の海域である。当該地にはハマシコロサンゴ群集のみられる。	47.5

変 更 理 由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
生物多様性豊かなサンゴ群集が発達しており、希少な海洋生物の良好な生息地ともなっていることから、区域を拡張する。	26.0	38.9

イ 保護施設計画

①次の保護施設を追加する。

(表 25 : 保護施設追加表)

番号	種 類	位 置
1	自然再生施設	東京都小笠原村 (聳島列島)
4	自然再生施設	東京都小笠原村 (西之島)
5	自然再生施設	東京都小笠原村 (火山列島)

整備方針	旧計画との関係
<small>むこじま</small> 聳島及び付属諸島、その周辺海域において、ノヤギ駆除後の復元対策、海鳥繁殖地の整備、昆虫の増殖とその拠点施設の整備等、自然を保全・再生するための施設を整備する。	平成 14. 8. 15 告示 (植生復元施設と統合)
<small>にしおしま</small> 西之島とその周辺地域において、海鳥繁殖地対策等、自然を保全、再生するための施設を整備する。	新規
<small>きたいおうとう</small> 北硫黄島とその周辺海域において、アカガシラカラスバト、オガサワラオオコウモリ繁殖地対策及びクマネズミ対策等、自然を保全、再生するための施設を整備する。	新規

②次の保護施設を削除する。

(表 26 : 保護施設削除表)

番号	種 類	位 置
1	植生復元施設	東京都小笠原村 (聶島) ^{むこじま}
2	植生復元施設	東京都小笠原村 (媒島) ^{なこうどじま}
3	植生復元施設	東京都小笠原村 (嫁島) ^{よめじま}
4	植生復元施設	東京都小笠原村 (西島)
5	植生復元施設	東京都小笠原村 (南島) ^{みなみじま}

告示年月日	理 由
平成 14. 8. 15	<small>むこじま</small> 聶島列島自然再生施設に整理・統合するため削除する。
平成 14. 8. 15	<small>むこじま</small> 聶島列島自然再生施設に整理・統合するため削除する。
平成 14. 8. 15	<small>むこじま</small> 聶島列島自然再生施設に整理・統合するため削除する。
平成 14. 8. 15	<small>ちちじま</small> 父島列島自然再生施設に整理・統合するため削除する。
平成 14. 8. 15	<small>ちちじま</small> 父島列島自然再生施設に整理・統合するため削除する。

ウ 利用施設計画

(ア) 単独施設

① 次の単独施設を追加する。

(表 25 : 単独施設追加表)

番号	種類	位置
2	園地	東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (三日月山)
3	宿舎	東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (奥村)
8	園地	東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (コペペ)
10	園地	東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (父島南崎)
11	園地	東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (北村)
12	園地	東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (庚申塚)
13	園地	東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (玉川ダム)
15	園地	東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (鯨ヶ崎)
16	園地	東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (御幸之浜)
17	園地	東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (母島南崎)

整備方針	旧計画との関係
ウェザーステーションからの眺望、自然解説のための園地を整備する。	昭和 47. 10. 16 (三日月山山麓園地)
二見港への眺望、周辺の歩道・園地を利活用するための拠点として整備する。	新 規
歩道の起終点として休憩、また、休養、海水浴、シュノーケリングのための園地を整備する。	新 規
休憩、自然解説の拠点として整備する。	昭和 47. 10. 16 (南崎園地)
車道・歩道の起終点として休憩、また、休養、海水浴、シュノーケリングのための園地を整備する。	新 規
東港・石門方面への眺望、自然探勝のための園地を整備する。	新 規
船木山の滝周辺への自然探勝のための園地、園路を整備する。	新 規
散策、眺望のための園地として整備する。	昭和 47. 10. 16 (沖村園地)
休養、シュノーケリング、自然解説の拠点として園地を整備する。	昭和 47. 10. 16 (御幸浜園地)
休憩、南崎海岸周辺の自然解説、シュノーケリングの拠点として整備する。	昭和 47. 10. 16 (南崎園地)

②次の単独施設を削除する。

(表 28 : 単独施設削除表)

番号	種 類	位 置
1	宿舎	東京都小笠原村父島 (宮の浜)
4	植物園	東京都小笠原村父島 (三日月山北麓)
5	園地	東京都小笠原村父島 (三日月山北麓)
8	野営場	東京都小笠原村父島 (初寝浦)
12	宿舎	東京都小笠原村父島 (小港)
13	野営場	東京都小笠原村父島 (小港)
16	園地	東京都小笠原村父島 (南崎)
17	野営場	東京都小笠原村父島 (南崎)
19	園地	東京都小笠原村父島 (高山)
20	園地	東京都小笠原村父島 (南袋沢)
21	園地	東京都小笠原村父島 (巽湾)
23	避難小屋	東京都小笠原村父島 (巽湾)
24	園地	東京都小笠原村父島 (巽崎)
25	園地	東京都小笠原村母島 (西台)
26	宿舎	東京都小笠原村母島 (北村)
27	園地	東京都小笠原村母島 (東山)
28	避難小屋	東京都小笠原村母島 (境ヶ岳)
29	避難小屋	東京都小笠原村母島 (乳房山)
31	宿舎	東京都小笠原村母島 (沖村)

告示年月日	理 由
昭和 47. 10. 16	将来的に施設整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、削除する。
昭和 47. 10. 16	将来的に施設整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、削除する。
昭和 47. 10. 16	三日月山園地に名称変更するため、削除する。
昭和 47. 10. 16	将来的に施設整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、削除する。
昭和 47. 10. 16	将来的に施設整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、削除する。
昭和 47. 10. 16	将来的に施設整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、削除する。
昭和 47. 10. 16	<small>ちちじま</small> 父島南崎園地に名称変更するため、削除する。
昭和 47. 10. 16	将来的に施設整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、削除する。
昭和 47. 10. 16	将来的に施設整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、削除する。
昭和 47. 10. 16	将来的に施設整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、削除する。
昭和 47. 10. 16	将来的に施設整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、削除する。
昭和 47. 10. 16	将来的に施設整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、削除する。
昭和 47. 10. 16	将来的に施設整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、削除する。
昭和 47. 10. 16	将来的に施設整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、削除する。
昭和 47. 10. 16	将来的に施設整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、削除する。
昭和 47. 10. 16	将来的に施設整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、削除する。
昭和 47. 10. 16	将来的にも施設整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから、削除する。

番号	種類	位置
32	園地	東京都小笠原村母島 ^{ほはじま} (沖村)
33	園地	東京都小笠原村母島 ^{ほはじま} (御幸浜)
34	園地	東京都小笠原村母島 ^{ほはじま} (南崎)

告示年月日	理 由
昭和 47. 10. 16	鮫ヶ崎園地に名称変更するため、削除する。
昭和 47. 10. 16	御幸之浜園地に名称変更するため、削除する。
昭和 47. 10. 16	<small>ほはじま</small> 母島南崎園地に名称変更するため、削除する。

(イ) 道路（車道）

①次の車道を追加する。

(表 29 : 道路（車道）追加表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
2	三日月山線	起点－東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (大根山・国立公園境界) 終点－東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (西町)	
6	母島南進線 ^{ははじま}	起点－東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (南崎・国立公園境界) 終点－東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (南崎)	

整 備 方 針	旧計画との関係
三日月山園地への車道として整備する。	新 規
南崎周辺への到達道路として整備する。	新 規

②次の車道を変更する。

(表 30 : 道路 (車道) 変更表)

現 行				
番号	路線名	区間	主要経由地	告示年月日
2	宮の浜線	起点—東京都小笠原村父島 (宮の浜道・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村父島 (宮の浜・国立公園境界)		
1	父島周回線	起点—東京都小笠原村父島 (屏風谷・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村父島 (旧字吹上谷・国立公園境界) 起点—東京都小笠原村父島 (旧字奥村・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村父島 (旧字長谷・国立公園境界)	境浦 ながたに 長谷 中央山 夜明山	昭和 47. 10. 16
3	巽湾線	起点—東京都小笠原村父島 (旧字長谷・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村父島 (巽湾)		昭和 47. 10. 16
5	母島線	起点—東京都小笠原村母島 (蝙蝠谷・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村母島 (庚申塚・国立公園境界)		昭和 47. 10. 16

新 規					理 由
番号	路線名	区間	主要 経由地	整備方針	
1	宮之浜線	起点－東京都小笠原村父島 (宮之浜道・国立公園境界) 終点－東京都小笠原村父島 (宮之浜)		宮之浜への到達道路として整備する。	整備実態に合わせ、路線を変更する。
3	父島周回線	起点－東京都小笠原村父島 (屏風谷・国立公園境界) 終点－東京都小笠原村父島 (吹上谷・国立公園境界) 起点－東京都小笠原村父島 (奥村・国立公園境界) 終点－東京都小笠原村父島 (長谷・国立公園境界) 終点－東京都小笠原村父島 (時雨山・国立公園境界)	境浦 夜明山 桑ノ木 山	父島の各利用拠点への到達道路として整備する。	巽湾線の未整備部分の計画を削除し、区間を変更し整備する。
5	母島北進線	起点－東京都小笠原村母島 (蝙蝠谷・国立公園境界) 終点－東京都小笠原村母島 (北村)		母島北部各地への到達道路として整備する。	公園区域の拡張に伴い既整備区域について、現況に即して区間を変更する。

(ウ) 道路 (歩道)

①次の歩道を追加する。

(表 31 : 道路 (歩道) 追加表)

番号	路線名	区間	主要経過地
5	扇浦線	起点—東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (扇浦・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (吹割山・車道合流点)	吹割山

整備方針	旧計画との関係
扇浦から吹割山に至る探勝歩道として整備する。	新規

②次の歩道を削除する。

(表 32 : 道路 (歩道) 削除表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
2	三日月山北麓線	起点－東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (旧字三日月山・国立公園境界) 終点－東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (旧字三日月山)	
7	中央山大滝線	起点－東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (中央山) 終点－東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (旧字大滝)	
8	大滝線	起点－東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (旧字大滝) 終点－東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (三ツ岩崎)	
9	巽崎線	起点－東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (天の浦) ^{あま} 終点－東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (巽崎)	
18	鮫ヶ崎線	起点－東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (鮫ヶ崎・国立公園境界) 終点－東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (静沢・国立公園境界)	

告示年月日	理 由
昭和 47. 10. 16	整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
昭和 47. 10. 16	整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
昭和 47. 10. 16	整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
昭和 47. 10. 16	整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
昭和 47. 10. 16	園地事業の付帯施設に振り替えるため、削除する。

③次の歩道を変更する。

(表 31 : 道路 (歩道) 変更表)

現 行				
番号	路線名	区 間	主要経由地	告示年月日
1	三日月山線	起点—東京都小笠原村父島 (三日月山・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村父島 (宮の浜・国立公園境界)	三日月山 宮の浜	昭和 47. 10. 16
6	扇浦初寝浦線	起点—東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (扇浦・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (初寝浦)		昭和 47. 10. 16
5	父島海岸線 ^{ちちじま}	起点—東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (旧字二子・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (夜明山)	初寝浦 巽湾 天の浦 南崎 小港	昭和 47. 10. 16
11	高山線	起点—東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (高山) 終点—東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (南袋沢)	高山	昭和 47. 10. 16
12	南崎線	起点—東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (歩道父島海岸線南崎) 終点—東京都小笠原村父島 ^{ちちじま} (南沢)		昭和 47. 10. 16
14	東山周回線	起点—東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (北港・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (東港・国立公園境界)		昭和 47. 10. 16
15	石門山周回線	起点—東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (東港・国立公園境界) 終点—東京都小笠原村母島 ^{ははじま} (石門山)	石門山	昭和 47. 10. 16

新 規					理 由
番号	路線名	区 間	主要 経由地	整備方針	
1	三日月山線	起点—東京都小笠原村父島 (三日月山・車道終点) 終点—東京都小笠原村父島 (宮之浜道・国立公園境界)	三日月山	三日月山から宮之浜に至る探勝歩道として整備する。	利用、整備実態に合わせて、路線を変更し整備する。
4	初寝浦線	起点—東京都小笠原村父島 (桑ノ木山・車道分岐点) 終点—東京都小笠原村父島 (初寝浦)		初寝浦への探勝歩道として整備する。	利用、整備実態に合わせて、他の路線と統合し整備する。
6	父島海岸線	起点—東京都小笠原村父島 (コペペ) 終点—東京都小笠原村父島 (ジョンビーチ) 終点—東京都小笠原村父島 (高山南麓) 終点—東京都小笠原村父島 (高山南麓・歩道合流点)	小港 中山峠 高山	コペペ浜から小港、中山峠、高山を経てジョンビーチに至る探勝歩道として整備する。	利用、整備実態に合わせて、路線を変更し整備する。
9	東山線	起点—東京都小笠原村母島 (東港・車道分岐点) 終点—東京都小笠原村母島 (北村・車道合流点) 終点—東京都小笠原村母島 (臥牛角)	東山	北村から東山を経て北村に戻る登山道及び臥牛角に至る歩道として整備する。	公園区域の変更、利用・整備実績に合わせて、一部延長して整備する。
10	石門線	起点—東京都小笠原村母島 (猪熊谷・車道分岐点) 終点—東京都小笠原村母島 (石門) 終点—東京都小笠原村母島 (石門・歩道合流点)	堺ヶ岳	石門に至る登山道として整備する。	公園区域の変更、利用・整備実績に合わせて、既存路線を見直す。

現 行				
番号	路線名	区 間	主要経由地	告示年月日
15	石門山周回線	起点－東京都小笠原村母島 （東港・国立公園境界） 終点－東京都小笠原村母島 （石門山）	石門山	昭和 47. 10. 16
16	乳房山線	起点－東京都小笠原村 ^{ははじま} 母島 （乳房山） 終点－東京都小笠原村 ^{ははじま} 母島 （旧字大谷・国立公園境界）		昭和 47. 10. 16
17	^{ははじま} 母島山稜線	起点－東京都小笠原村 ^{ははじま} 母島 （石門山） 終点－東京都小笠原村 ^{ははじま} 母島 （沖港・国立公園境界）	石門山 塚ヶ岳 乳房山	昭和 47. 10. 16

新 規					理 由
番号	路線名	区 間	主要 経由地	整備方針	
10	石門線	起点－東京都小笠原村母島 (猪熊谷・車道分岐点) 終点－東京都小笠原村母島 (石門) 終点－東京都小笠原村母島 (石門・歩道合流点)	堺ヶ岳	石門に至る登山道として整備する。	公園区域の変更、利用・整備実績に合わせて、既存路線を見直す。
11	母島山稜線	起点－東京都小笠原村母島 (元地・国立公園境界) 終点－東京都小笠原村母島 (堺ヶ岳・歩道合流点) 終点－東京都小笠原村母島 (元地・国立公園境界)	乳房山	乳房山を周回する登山道及び乳房山から堺ヶ岳に至る縦走路として整備する。	公園区域の変更、利用・整備実績に合わせて、既存路線を見直す。

(エ) 運輸施設

次の運輸施設を追加する。

(表 34 : 運輸施設追加表)

番号	種 類	位 置
1	係留施設	東京都小笠原村 ^{あにじま} 兄島 (^{あにじま} 兄島瀬戸)
7	係留施設	東京都小笠原村 ^{ちちじま} 父島 (^{みなみじま} 南島)
8	係留施設	東京都小笠原村 ^{ほほじま} 母島 (東港)
9	係留施設	東京都小笠原村 ^{ほほじま} 母島 (ウエントロ)
10	係留施設	東京都小笠原村 ^{ほほじま} 母島 (御幸之浜)
11	係留施設	東京都小笠原村 ^{むこうじま} 向島 (^{むこうじま} 向島)
12	係留施設	東京都小笠原村 ^{ほほじま} 母島 (^{ひらじま} 平島)

整備方針	旧計画との関係
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	新規
海岸の石灰岩地形の保護と、上陸する利用者の安全確保のため、簡易な係留施設を整備する。	新規
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	新規
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	新規
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	新規
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	新規
サンゴと海中地形の保護のため、簡易な係留ブイを海中公園地区内に整備する。	新規